

地方税法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対象条文（傍線の部分は改正部分）

第一条による改正（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号））

改正案	現行
<p>（道府県及び市町村に関する規定の都及び特別区への準用等）</p> <p>第一条 この規則中道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定（法人（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第二百九十四条第八項において法人とみなされるものを含む。）</p> <p>に対して課する市町村民税並びに固定資産税、特別土地保有税及び事業所税に関する規定を除く。）は特別区に準用する。この場合において、「道府県」、「道府県民税」、「道府県たばこ税」又は「道府県知事」とあるのは、それぞれ「都」、「都民税」、「都たばこ税」又は「都知事」と、「市町村」、「市町村民税」、「市町村たばこ税」又は「市町村長」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区民税」、「特別区たばこ税」又は「特別区長」と読み替えるものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（法人）の市町村民税に関する規定の都への準用）</p>	<p>（道府県及び市町村に関する規定の都及び特別区への準用等）</p> <p>第一条 この規則中道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定（法人（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第二百九十四条第八項において法人とみなされるものを含む。）又は法人でない社团若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるもの（法第二百九十四条第八項において法人とみなされるものを除く。以下次条において「法人等」という。）に対して課する市町村民税並びに固定資産税、特別土地保有税及び事業所税に関する規定を除く。）は特別区に準用する。この場合において、「道府県」、「道府県民税」、「道府県たばこ税」又は「道府県知事」とあるのは、それぞれ「都」、「都民税」、「都たばこ税」又は「都知事」と、「市町村」、「市町村民税」、「市町村たばこ税」又は「市町村長」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区民税」、「特別区たばこ税」又は「特別区長」と読み替えるものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（法人等）の市町村民税に関する規定の都への準用）</p>

第一条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人^一に対して課する都民税については、前条の規定にかかわらず、第十条の二の五及び第十条の二の八の規定を準用する。この場合において第十条の二の五中「市町村長」とあるのは「都知事」と読み替えるものとする。

(納税証明事項)

第一条の九 政令第六条の二十一第一項第六号の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法第五十三条第六項後段の前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この号において同じ。）又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた同項に規定する控除対象個別帰属調整額、同条第十一項後段の前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた同項に規定する控除対象個別帰属税額、同条第十五項後段の前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた同項に規定する控除対象還付法人税額、同条第十九項後段の前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた同項に規定する控除対象個別帰属還付税額その他法第十四条の九第二項各号に掲げる地方税の額の算出のために必要な事項

二 前号に掲げるもののほか条例で定める事項

第一条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人等^一に対して課する都民税については、前条の規定にかかわらず、第十条の二の五及び第十条の二の六の規定を準用する。この場合において第十条の二の五中「市町村長」とあるのは「都知事」と読み替えるものとする。

(納税証明事項)

第一条の九 政令第六条の二十一第一項第五号の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法第五十三条第六項後段の前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この号において同じ。）又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた同項に規定する控除対象個別帰属調整額、同条第十一項後段の前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた同項に規定する控除対象個別帰属税額、同条第十五項後段の前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた同項に規定する控除対象還付法人税額、同条第十九項後段の前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた同項に規定する控除対象個別帰属還付税額その他法第十四条の九第二項各号に掲げる地方税の額の算出のために必要な事項

二 前号に掲げるもののほか条例で定める事項

(政令第七条の四の二第二項の金融機関)

第一条の十 略

2 政令第七条の四の二第二項第二号ロに規定する金融機関で総務省令で定めるものは、銀行、信託会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び火災共済協同組合、火災共済協同組合連合会その他これらに類する共済に係る事業を行う金融機関とする。

3 略

第一条の十一 削除

(法第三十二条第十三項及び第三百十三條第十三項の総務省令で定める事項)

第一条の十二の二 法第三十二条第十三項及び第三百十三條第十三項に規

(政令第七条の四の二第二項の金融機関)

第一条の十 略

2 政令第七条の四の二第二項第二号ハに規定する金融機関で総務省令で定めるものは、銀行、信託会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び火災共済協同組合、火災共済協同組合連合会その他これらに類する共済に係る事業を行う金融機関とする。

3 略

(政令第七条の四の二第三項第二号の金融機関)

第一条の十一 政令第七条の四の二第三項第二号に規定する金融機関で総務省令で定めるものは、銀行、信託会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会とする。

(法第三十二条第十三項及び第三百十三條第十三項の総務省令で定める事項)

第一条の十二の二 法第三十二条第十三項及び第三百十三條第十三項に規

定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法第三十七条の四及び第三百十四条の九第一項の規定により所得割額から控除する配当割額

二 略

2 略

(法第三十二条第十五項及び第三百三十三条第十五項の総務省令で定める事項)

第一条の十二の三 法第三十二条第十五項及び第三百三十三条第十五項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法第三十七条の四及び第三百十四条の九第一項の規定により所得割額から控除する株式等譲渡所得割額

二 略

2 略

(政令第七条の十四の総務省令で定める状況等)

第一条の十三 政令第七条の十四に規定する総務省令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

- 一 指定介護老人福祉施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）

第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。次項において同じ。）及び指定地域密着型介護老人福祉施設（同法第四十二条の二第二項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介

定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法第三十七条の三及び第三百十四条の八第一項の規定により所得割額から控除する配当割額

二 略

2 略

(法第三十二条第十五項及び第三百三十三条第十五項の総務省令で定める事項)

第一条の十二の三 法第三十二条第十五項及び第三百三十三条第十五項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法第三十七条の三及び第三百十四条の八第一項の規定により所得割額から控除する株式等譲渡所得割額

二 略

2 略

(政令第七条の十四の総務省令で定める状況等)

第一条の十三 政令第七条の十四に規定する総務省令で定める状況は、指定介護老人福祉施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十

八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。次項において同じ。）及び指定地域密着型介護老人福祉施設（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。次項において同じ

護の事業を行う同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。
次項において同じ。）における政令第七条の十四各号に掲げるものの提供の状況

二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査の結果に基づき同項に規定する特定保健指導（当該特定健康診査を行った医師の指示に基づき行われる積極的支援（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号。以下この号において「実施基準」という。）第八条第一項に規定する積極的支援をいう。）により行われるものに限る。）を受ける者のうちその結果が次のいずれかの基準に該当する者のその状態

イ 実施基準第一条第五号に掲げる血圧の測定の結果が高血圧症と同等の状態であると認められる基準

ロ 実施基準第一条第七号に規定する血中脂質検査の結果が脂質異常症と同等の状態であると認められる基準

ハ 実施基準第一条第八号に掲げる血糖検査の結果が糖尿病と同等の状態であると認められる基準

2
略

（地震保険料控除額の控除の対象となる共済に係る契約の要件の細目）

第一条の十五 政令第七条の十五の九第三号に規定する総務省令で定める要件は、同号に規定する漁業協同組合又は水産加工業協同組合（以下この条において「組合」という。）が、その締結した建物若しくは動産

。における政令第七条の十四各号に掲げるものの提供の状況とする。

2
略

（地震保険料控除額の控除の対象となる共済に係る契約の要件の細目）

第一条の十五 政令第七条の十五の十二第三号に規定する総務省令で定める要件は、同号に規定する漁業協同組合又は水産加工業協同組合がその締結した建物若しくは動産

の共済期間中の耐存を共済事故とする共済又は火災共済に係る契約により負う共済責任を当該組合を会員とする共済水産業協同組合連合会（その業務が全国の区域に及ぶものに限る。）との契約により連帯して負担していること（当該契約により当該組合はその共済責任についての当該負担部分を有しない場合に限る。）とする。

（道府県民税及び市町村民税に係る納税通知書・申告書等の様式）

第二条 法第四十三条の規定によつて市町村が道府県民税及び市町村民税の賦課徴収に用いる左の表の上欄に掲げる文書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

文書の種類	略	様式
(三) 特別徴収義務者及び特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によつて徴収する旨の通知書	略	第三号様式（別表）

2 道府県民税及び市町村民税に係る次の表の上欄に掲げる申告書及び申請書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。ただし、次の表の(一)の上欄に掲げる申告書について法第三百十七条の二第二項の申告書を提出すべき者のうち当該市町村の条例で定めるものが提出すべき申告書として市町村長が別に簡易な様式を定めるとき及び同表の(六)の上欄に掲げる申告書について当該下欄に掲げる様式によることが

の共済期間中の耐存を共済事故とする共済又は火災共済に係る契約により負う共済責任の全部を
共済水産業協同組合連合会の共済に付しているものであること

とする。

（道府県民税及び市町村民税に係る納税通知書・申告書等の様式）

第二条 法第四十三条の規定によつて市町村が道府県民税及び市町村民税の賦課徴収に用いる左の表の上欄に掲げる文書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

文書の種類	略	様式
(三) 特別徴収義務者及び特別徴収義務者を経由して納税義務者に交付する特別徴収の方法によつて徴収する旨の通知書	略	第三号様式（別表）

2 道府県民税及び市町村民税に係る次の表の上欄に掲げる申告書及び申請書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。ただし、次の表の(一)の上欄に掲げる申告書について法第三百十七条の二第二項の申告書を提出すべき者のうち当該市町村の条例で定めるものが提出すべき申告書として市町村長が別に簡易な様式を定めるとき及び同表の(五)の上欄に掲げる申告書について当該下欄に掲げる様式によることが

できないやむを得ない事情があると認める場合において総務大臣が別に様式を定めたときは、それぞれ当該様式によることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 市町村民税 道府県民税 申告書（法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書）	第五号の四様式（別表）
(二) 給与所得者・公的年金等受給者 用雑損控除・医療費控除・寄附金控除申告書（法第四十五条の二第三項及び第三百十七条の二第三項の申告書）	第五号の五様式
(三) 寄附金税額控除申告書（法第四十五条の二第三項及び第三百十七条の二第三項の申告書）	第五号の五の二様式
(四) 給与所得者・公的年金等受給者 用繰越控除申告書（法第四十五条の二第三項及び第三百十七条の二第三項の申告書）	第五号の六様式
(五) 配偶者控除・扶養控除申請書（政令第七条の三の三第一項及び第五号の七様式	第五号の七様式

できないやむを得ない事情があると認める場合において総務大臣が別に様式を定めたときは、それぞれ当該様式によることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 市町村民税 道府県民税 申告書（法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書）	第五号の四様式（別表）
(二) 給与所得者・公的年金等受給者 用雑損控除・医療費控除・寄附金控除申告書（法第四十五条の二第三項及び第三百十七条の二第三項の申告書）	第五号の五様式
(三) 給与所得者・公的年金等受給者 用繰越控除申告書（法第四十五条の二第三項及び第三百十七条の二第三項の申告書）	第五号の六様式
(四) 配偶者控除・扶養控除申請書（政令第七条の三の三第一項及び第七号の三の四第一項（政令第四十六条の三において準用する場合を含む。）の申請書）	第五号の七様式

2 略	<p>(三) 法第三十七条の三及び第三百十 四条の八の規定によつて外国の所 得税等の額の控除を受けようとす る納税義務者</p>	略	略
		納税義務者	附属申告書の種類
		<p>七条の三の四第一項（政令第四十 六条の三において準用する場合を 含む。）の申請書</p>	
		<p>(六) 市町村民税 道府県民税 納入申告書（法第五 十条の五及び第三百二十八条の五 第二項の納入申告書）</p>	第五号の八様式
		<p>(七) 退職所得申告書（法第五十条の 七第一項及び第三百二十八条の七 第一項の規定による申告書）</p>	第五号の九様式

(附属申告書等)

第二条の二 道府県民税及び市町村民税の納税義務者で次の表の上欄に掲げるものは、法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書に、それぞれその下欄に掲げる附属申告書を添付しなければならない。

2 略	<p>(三) 法第三十七条の二及び第三百十 四条の七の規定によつて外国の所 得税等の額の控除を受けようとす る納税義務者</p>	略	略
		納税義務者	附属申告書の種類
		<p>(五) 市町村民税 道府県民税 納入申告書（法第五 十条の五及び第三百二十八条の五 第二項の納入申告書）</p>	第五号の八様式
		<p>(六) 退職所得申告書（法第五十条の 七第一項及び第三百二十八条の七 第一項の規定による申告書）</p>	第五号の九様式

(附属申告書等)

第二条の二 道府県民税及び市町村民税の納税義務者で次の表の上欄に掲げるものは、法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書に、それぞれその下欄に掲げる附属申告書を添付しなければならない。

(確定申告書の附記事項等)

第二条の三 略

2 法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の規定により確定申告書に附記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

一 五 略

六 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八条の五第一項第一号に掲げる配当等 (同法第九条の

三第一項第一号の配当等に該当するものを除く。)のうち前年分の所得税につき同法第八条の五第一項の規定の適用を受けるものを有する場合においては、当該適用を受ける配当等に係る配当所得の金額

(特別徴収に係る納入)

第二条の六 給与所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収

義務者が当該特別徴収に係る納入金を市町村に納入する場合には、当該納入金に第五号の十五様式による納入書(当該様式によることができな
いやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式
を定めたときは、当該様式による納入書(当該書類に記載すべき事項を
記録した電磁的記録を含む。)を添えて納入するものとする。

(法人)の道府県民税に係る申告書等の様式)

第三条 法人(法第二十四条第六項において法人とみなされるものを含む

。以下道府県民税について同じ。)

(確定申告書の附記事項等)

第二条の三 略

2 法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の規定により確定申告書に附記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

一 五 略

六 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八条の五第一項第一号に掲げる配当等又は同項第四号に掲げる配当等 (同法第九条の

三第一項第一号の配当等に該当するものを除く。)のうち前年分の所得税につき同法第八条の五第一項の規定の適用を受けるものを有する場合においては、当該適用を受ける配当等に係る配当所得の金額

(特別徴収に係る納入)

第二条の六 個人

義務者が当該特別徴収に係る納入金を市町村に納入する場合には、当該納入金に第五号の十五様式による納入書(当該様式によることができな
いやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式
を定めたときは、当該様式による納入書(当該書類に記載すべき事項を
記録した電磁的記録を含む。)を添えて納入するものとする。

(法人等)の道府県民税に係る申告書等の様式)

第三条 法人(法第二十四条第六項において法人とみなされるものを含む

。以下道府県民税について同じ。)及び法人でない社団又は財団で代表

の道府県民税に
ついて、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に
定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によること
ができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別
にこれを定めることができる。

略

2 法人

が道府県民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき（口座振替の方
法により納付する場合を除く。）は、当該地方団体の徴収金に第十二号
の二様式による納付書（当該様式によることのできないやむを得ない事
情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、
当該様式による納付書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的
記録を含む。）を添えて納付するものとする。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の
徴収猶予の申請書類）

第三条の四の二 政令第九条の九の八第三項の規定による申請書の様式は
、第十号の五様式とする。

2 政令第九条の九の八第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に
掲げる書類とする。

一 法第五十五条の二第一項の申立てをしたことを証する書類

二 法第五十五条の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は

者又は管理人の定めのあるもの（法第二十四条第六項において法人とみ
なされるものを除く。以下道府県民税について同じ。）の道府県民税に
ついて、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に
定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によること
ができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別
にこれを定めることができる。

略

2 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるも

のが道府県民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき（口座振替の方
法により納付する場合を除く。）は、当該地方団体の徴収金に第十二号
の二様式による納付書（当該様式によることのできないやむを得ない事
情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、
当該様式による納付書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的
記録を含む。）を添えて納付するものとする。

更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国（法第五十五条の二第一項に規定する条約相手国をいう。第三条の四の四において同じ。）との間の相互協議（法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第三条の四の五までにおいて同じ。）の対象であることを明らかにする書類

三 政令第九条の九の八第三項第四号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

（法第五十五条の三に規定する国税庁長官の通知）

第三条の四の三 法第五十五条の三第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 租税条約（法第五十五条の二第一項に規定する租税条約をいう。以下この条及び第三条の四の五において同じ。）に規定する申立てをした法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
 - 二 前号の申立てが行われた日
 - 三 第一号の申立てに係る法人税額（法第五十五条の三第一項に規定する法人税額をいう。）の事業年度
 - 四 その他参考となるべき事項
- 2 法第五十五条の三第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 租税条約に規定する申立てをした法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
 - 二 前号の申立てに係る相互協議において政令第九条の九の八第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた日
 - 三 その他参考となるべき事項
- 3| 法第五十五条の三第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 租税条約に規定する申立てをした法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
 - 二 前号の申立てに係る相互協議において法第五十五条の二第一項に規定する合意が行われた日
 - 三 前号の合意に基づく法人税額（法第五十五条の三第三項に規定する法人税額をいう。）の事業年度
 - 四 その他参考となるべき事項

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類）

第三条の四の四 政令第九条の九の九第三項の規定による申請書の様式は、第十号の様式とする。

2| 政令第九条の九の九第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 連結親法人（法第五十五条の四第一項に規定する連結親法人をいう。次条において同じ。）が同項の申立てをしたことを証する書類

- 二 法第五十五条の四第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類
- 三 政令第九条の九の九第三項第四号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

(法第五十五条の五に規定する国税庁長官の通知)

第三条の四の五 法第五十五条の五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
- 二 前号の申立てに係る対象連結法人（法第五十五条の四第一項に規定する対象連結法人をいう。以下この条において同じ。）の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
- 三 第一号の申立てが行われた日
- 四 第一号の申立てに係る個別帰属法人税額（法第五十五条の五第一項に規定する個別帰属法人税額をいう。）の連結事業年度
- 五 その他参考となるべき事項

2 法第五十五条の五第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲

げる事項とする。

一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 前号の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地

三 第一号の申立てに係る相互協議において政令第九条の九の九第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた日

四 その他参考となるべき事項

3 法第五十五条の五第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 前号の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地

三 第一号の申立てに係る相互協議において法第五十五条の四第一項に規定する合意が行われた日

四 前号の合意に基づく個別帰属法人税額（法第五十五条の五第三項に規定する個別帰属法人税額をいう。）の連結事業年度

五 その他参考となるべき事項

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収
猶予の申請書類）

第五条の三 政令第三十二条の四第四項の規定による申請書の様式は、第

十号の五様式とする。

2| 政令第三十二条の四第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一| 法第七十二条の三十九の二第一項の申立てをしたことを証する書類
- 二| 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約相手国をいう。第五条の五において同じ。）との間の相互協議（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第五条の六までにおいて同じ。）の対象であることを明らかにする書類

三| 政令第三十二条の四第四項第四号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

（法第七十二条の三十九の三に規定する国税庁長官の通知）

第五条の四| 法第七十二条の三十九の三第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一| 租税条約（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約をいう。以下この条及び第五条の六において同じ。）に規定する申立てをした法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地

-
- 二 前号の申立てが行われた日
 - 三 第一号の申立てに係る法人税額の課税標準とされた所得（法第七十二条の三十九の三第一項に規定する法人税額の課税標準とされた所得をいう。）の事業年度
 - 四 その他参考となるべき事項
- 2 法第七十二条の三十九の三第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 租税条約に規定する申立てをした法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
 - 二 前号の申立てに係る相互協議において政令第三十二条の四第二項各号に掲げる場合に該当することとなつた日
 - 三 その他参考となるべき事項
 - 3 法第七十二条の三十九の三第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 租税条約に規定する申立てをした法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
 - 二 前号の申立てに係る相互協議において法第七十二条の三十九の二第二項に規定する合意が行われた日
 - 一 前号の合意に基づく法人税額の課税標準とされた所得（法第七十二条の三十九の三第三項に規定する法人税額の課税標準とされた所得をいう。）の事業年度
 - 三 前号の合意に基づく法人税額の課税標準とされた所得（法第七十二条の三十九の三第三項に規定する法人税額の課税標準とされた所得をいう。）の事業年度
 - 四 その他参考となるべき事項
-

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請書類)

第五条の五 政令第三十二条の五第四項の規定による申請書の様式は、第十号の五様式とする。

2 政令第三十二条の五第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 連結親法人(法第七十二条の三十九の四第一項に規定する連結親法人をいう。次条において同じ。)が同項の申立てをしたことを証する書類

二 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 政令第三十二条の五第四項第四号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

(法第七十二条の三十九の五に規定する国税庁長官の通知)

第五条の六 法第七十二条の三十九の五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
 - 二 前号の申立てに係る対象連結法人（法第七十二条の三十九の四第一項に規定する対象連結法人をいう。以下この条において同じ。）の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
 - 三 第一号の申立てが行われた日
 - 四 第一号の申立てに係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額（法第七十二条の三十九の五第一項に規定する法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額をいう。）の事業年度
 - 五 その他参考となるべき事項
- 2 法第七十二条の三十九の五第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
 - 二 前号の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
 - 三 第一号の申立てに係る相互協議において政令第三十二条の五第二項各号に掲げる場合に該当することとなつた日
 - 四 その他参考となるべき事項
 - 3 法第七十二条の三十九の五第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者及び主

たる事務所又は事業所の所在地

二 第一号の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地

三 第一号の申立てに係る相互協議において法第七十二条の三十九の四第一項に規定する合意が行われた日

四 前号の合意に基づく法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額（法第七十二条の三十九の五第三項に規定する法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額をいう。）の事業年度

五 その他参考となるべき事項

（課税標準額の分割基準である従業者及び固定資産の価額の定義等）

第六条の二 略

2から4 略

5 法第七十二条の四十八第四項に規定する資本金の額又は出資金の額が一億円以上の製造業を行う法人の工場とは、当該法人の行う主たる事業が次に掲げる事業であるものの物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている事務所又は事業所とする。

一～三 略

四 略
五 略
六 略
七 略

（課税標準額の分割基準である従業者及び固定資産の価額の定義等）

第六条の二 略

2から4 略

5 法第七十二条の四十八第四項に規定する資本金の額又は出資金の額が一億円以上の製造業を行う法人の工場とは、当該法人の行う主たる事業が次に掲げる事業であるものの物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている事務所又は事業所とする。

一～三 略

四 衣服・その他の繊維製品製造業

五 略
六 略
七 略
八 略

八| 九| 十| 十一| 十二| 十三| 十四| 十五| 十六| 十七| 十八| 十九| 二十| 二十一| 略

(法第七十三条の二第四項の専有部分の床面積の割合の補正)

第七条の三 法第七十三条の二第四項の規定による建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第十四条第一項から第三項までに規定する計算の例によつて算定して得られる専有部分の床面積の割合の補正は、当該割合に、次の各号の算式により計算した数値（当該各号の二以上に該当する場合においては、それぞれの数値を加えた数値）に一を加えた数値を乗じて行うものとする。

九| 十| 十一| 十二| 十三| 十四| 十五| 十六| 十七| 十八| 十九| 二十| 二十一| 二十二| 略

(法第七十三条の二第五項の専有部分の床面積の割合の補正)

第七条の三 法第七十三条の二第五項の規定による建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第十四条第一項から第三項までに規定する計算の例によつて算定して得られる専有部分の床面積の割合の補正は、当該割合に、次の各号の算式により計算した数値（当該各号の二以上に該当する場合においては、それぞれの数値を加えた数値）に一を加えた数値を乗じて行うものとする。

一〇三 略
2及び3 略

(政令第三十六条の十第一項第四号の総務省令で定める者等)

第七条の三の三 略

2 政令第三十六条の十第二項第二号に規定する総務省令で定める者は、
公益社団法人又は公益財団法人とする。

3 略

(退職等に伴う給与所得に係る特別徴収税額の一括徴収)

第九条の四 法第三百二十一条の五第二項ただし書の規定による納税義務

者からの申出は、給与の支払を受けないこととなつた日の属する月の末日までにするものとする。

2 法第三百二十一条の五第二項ただし書の規定により給与の支払を受けないこととなつた日の属する月の翌月の月割額の全額を徴収されることとなる納税義務者は、当該給与の支払を受けないこととなつた日の属する月の末日までに、同項ただし書に規定する当該年度の初日の属する年の翌年の五月三十一日までに支払を受けるべき給与又は退職手当等の額からそれぞれ徴収されるべき給与所得に係る特別徴収税額について申し出ることができる。

3 法第三百二十一条の五第二項ただし書に規定する当該年度の初日の属する年の翌年の五月三十一日までに支払を受けるべき給与又は退職手当等の額からそれぞれ徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額は、前項の申出があつたときはその申出に係る額とし、その申出がないときは同条

一〇三 略
2及び3 略

(政令第三十六条の十第一項第四号の総務省令で定める者等)

第七条の三の三 略

2 政令第三十六条の十第二項第二号に規定する総務省令で定める者は、
民法第三十四条の法人 としてする。

3 略

(退職等に伴う特別徴収税額 の一括徴収)

第九条の四 法第三百二十一条の五第二項ただし書の規定による納税義務

者からの申出は、給与の支払を受けないこととなつた日の属する月の末日までにするものとする。

2 法第三百二十一条の五第二項ただし書の規定により給与の支払を受けないこととなつた日の属する月の翌月の月割額の全額を徴収されることとなる納税義務者は、当該給与の支払を受けないこととなつた日の属する月の末日までに、同項ただし書に規定する当該年度の初日の属する年の翌年の五月三十一日までに支払を受けるべき給与又は退職手当等の額からそれぞれ徴収されるべき特別徴収税額 について申し出ることができる。

3 法第三百二十一条の五第二項ただし書に規定する当該年度の初日の属する年の翌年の五月三十一日までに支払を受けるべき給与又は退職手当等の額からそれぞれ徴収すべき特別徴収税額 は、前項の申出があつたときはその申出に係る額とし、その申出がないときは同条

第二項ただし書の規定により徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を当該給与又は退職手当等の合計額と当該給与又は退職手当等のそれぞれの額との割合によつてあん分した額とする。

(市町村の特別徴収の通知)

第九条の六 法第三百二十一条の七の五第一項（法第三百二十一条の七の

八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特別徴収対象年金所得者の氏名、住所、性別及び生年月日
- 二 特別徴収対象年金給付の種類及び額並びに当該特別徴収対象年金所得者に係る老齢等年金給付の支払をする者（第九条の七第二号及び第九条の八第三項において「年金保険者」という。）の名称

(市町村が年金保険者等に対する通知を行う事由等)

第九条の七 法第三百二十一条の七の七第二項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該特別徴収対象年金所得者が法第三百二十一条の七の二第一項に規定する特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなつた場合（法第三百二十一条の七の七第一項に規定する場合を除く。）

- 二 当該特別徴収対象年金所得者に係る前年分の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を法第三百二十一条の三第一項の規定により特別徴収

第二項ただし書の規定により徴収すべき特別徴収税額を
当該給与又は退職手当等の合計額と当該給与又は退職手当等のそれぞれの額との割合によつてあん分した額とする。

の方法によつて徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額とし、法第三百二十一条の七の二第二項の規定により、給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合には、当該額を加算した額とする。）が、法第三百二十一条の七の五第一項の規定により年金保険者に対して通知された後の当該年度中に変更された場合

（市町村と年金保険者との間における通知の方法）

第九条の八 社会保険庁長官は、法第三百二十一条の七の三及び第三百二十一条の七の七第四項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により市町村に通知をする場合並びに政令第四十八条の九の十三第一項の規定により市町村に通知をする場合には、公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する事務の円滑な実施に資すると認められる法人として総務大臣が指定したもの（以下この条において「指定法人」という。）を通じて行うものとする。

2 地方公務員共済組合連合会は、政令第四十八条の九の十三第一項の規定により市町村に通知をする場合には、指定法人を通じて行うものとする。

3 市町村は、法第三百二十一条の七の五第一項及び第三百二十一条の七の七第二項（これらの規定を法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金保険者に通知をする場合には、指定法人を通じて行うものとする。

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 略

2及び3 略

- 4 法人(法第二百九十四条第八項において法人とみなされるものを含む。第十条の二の四において同じ。)

が市町村民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき(口座振替の方法により納付する場合を除く。)は、当該地方団体の徴収金に第二十二号の四様式による納付書(当該様式によることができないうやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納付書)(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を添えて納付するものとする。

(法人)の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないうやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

略

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 略

2及び3 略

- 4 法人(法第二百九十四条第八項において法人とみなされるものを含む。第十条の二の四において同じ。)及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(法第二百九十四条第八項において法人とみなされるものを除く。)

が市町村民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき(口座振替の方法により納付する場合を除く。)は、当該地方団体の徴収金に第二十二号の四様式による納付書(当該様式によることができないうやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納付書)(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を添えて納付するものとする。

(法人等)の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人等に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないうやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

略

2 特別区の存する区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人が都民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき（口座振替の方法により納付する場合を除く。）は、第一条の規定にかかわらず、当該地方団体の徴収金に第十二号の二様式による納付書（当該様式によることができないやむを得ない事情がある場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納付書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類）

第十条の二の六 政令第四十八条の十五の三第三項の規定による申請書の様式は、第二十二号の二の二様式とする。

2 政令第四十八条の十五の三第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第三百二十一条の十一の二第一項の申立てをしたことを証する書類

二 法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する条約相手国をいう。次条において同じ。）との間の相互協議（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象である

2 特別区の存する区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人等が都民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき（口座振替の方法により納付する場合を除く。）は、第一条の規定にかかわらず、当該地方団体の徴収金に第十二号の二様式による納付書（当該様式によることができないやむを得ない事情がある場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納付書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

ことを明らかにする書類

- 三 政令第四十八条の十五の三第三項第四号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類)

第十条の二の七 政令第四十八条の十五の四第三項の規定による申請書の様式は、第二十二号の二の様式とする。

2 政令第四十八条の十五の四第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 連結親法人（法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する連結親法人をいう。）が同項の申立てをしたことを証する書類

- 二 法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

- 三 政令第四十八条の十五の四第三項第四号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

(課税標準の分割の基準である従業者の定義)

第十条の二の八 略

(法第三百四十三條第九項の家屋の附帯設備)

第十条の二の九 略

(法第三百四十九條の三第五項の船舶)

第十一条の二 法第三百四十九條の三第五項に規定する主として遠洋区域を航行区域とする船舶として総務省令で定めるものは、次に掲げる船舶とする。

一 次に掲げる船舶（以下この項において「総トン数五百トン以上の船舶等」という。）であつて、当該年度の初日の属する年の前年（以下この項及び第三項において「前年」という。）中の外航就航日数の全就航日数に対する割合（以下この項において「外航就航率」という。）が二分の一を超えるもの

イ 総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第五条第一項に規定する総トン数をいう。以下この項において同じ。）五百トン以上の船舶

ロ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第一項

若しくは特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第三条第一項の規定による許可に係る船舶（次項において「許可に係る船舶」という。）又は指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五

(課税標準の分割の基準である従業者の定義)

第十条の二の六 略

(法第三百四十三條第九項の家屋の附帯設備)

第十条の二の七 略

(法第三百四十九條の三第五項の船舶)

第十一条の二 法第三百四十九條の三第五項に規定する主として遠洋区域を航行区域とする船舶として総務省令で定めるものは、次に掲げる船舶とする。

一 次に掲げる船舶（以下本項において「総トン数五百トン以上の船舶等」という。）であつて、当該年度の初日の属する年の前年（以下本項及び第三項において「前年」という。）中の外航就航日数の全就航日数に対する割合（以下本項において「外航就航率」という。）が二分の一を超えるもの

イ 総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第五条第一項に規定する総トン数をいう。以下本項において同じ。）五百トン以上の船舶

ロ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第一項の規定による許可若しくは同法第六十五条第一項の規定に基づき農林

水産大臣の定める省令の規定による承認に係る船舶（次項において「許可等に係る船舶」という。）又は指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五

号)第三十二条の規定による届出をして漁獲物を輸送する船舶(第四号及び次項において「運搬船」という。)であつて総トン数九十トン以上五百トン未満のもの

ハ 略

二及び三 略

四 略

イ 略

ロ 総トン数九十トン以上五百トン未満の船舶であつて、主として漁業法第五十二条第一項の規定による許可又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第三条第一項の規定による許可を受け
て行ふ漁業に従事すると認められるもの

ハ及びニ 略

2 法第三百四十九条の三第五項に規定する外航船舶に準ずるものとして
総務省令で定める船舶は、許可に係る船舶、運搬船並びに指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第三十三条の規定による届出をして使用する火船及び魚探船で、総トン数四十五トン以上九十トン未満のものとする。

3 略

一 略

二 前号に掲げるもののほか、日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体(以下この号において「日本人」という。)が前年の一月二日以後に日本人以外の者から譲渡を受けた船舶のうち、当該譲渡を受けた日から前年の十二月三十一日までの期間

号)第三十二条の規定による届出をして漁獲物を輸送する船舶(第四号及び次項において「運搬船」という。)であつて総トン数九十トン以上五百トン未満のもの

ハ 略

二及び三 略

四 略

イ 略

ロ 総トン数九十トン以上五百トン未満の船舶であつて、主として漁業法第五十二条第一項の規定による許可又は同法第六十五条第一項の規定に基づき農林水産大臣の定める省令の規定による承認を受け
て行ふ漁業に従事すると認められるもの

ハ及びニ 略

2 法第三百四十九条の三第五項に規定する外航船舶に準ずるものとして
総務省令で定める船舶は、許可等に係る船舶、運搬船並びに指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第三十三条の規定による届出をして使用する火船及び魚探船で、総トン数四十五トン以上九十トン未満のものとする。

3 略

一 略

二 前号に掲げるもののほか、日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体(以下本号において「日本人」という。)が前年の一月二日以後に日本人以外の者から譲渡を受けた船舶のうち、当該譲渡を受けた日から前年の十二月三十一日までの期間

中における外国貿易船として就航した日数の全就航日数に対する割合が二分の一を超える船舶（当該期間中における就航日数が零であるものにあつては、当該船舶の構造、資格等からみて主として外国貿易船として就航するものと認められる船舶）

（政令第五十四条の十八第一項第七号の割合等）

第十六条の十 政令第五十四条の十八第一項第七号に規定する総務省令で定める割合は、同号に規定する国、地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、農事組合法人、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合（以下この項において「国等」という。）の出資に係る法人（以下この項において「特定法人」という。）の議決権の総数に対する第一号に掲げる数から第二号に掲げる数を控除した数の割合とする。

一 略

二 独立行政法人農畜産業振興機構が保有する特定法人の議決権の数に独立行政法人農畜産業振興機構の特定法人に対する出資金のうちに係る輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律（平成二十年法律第十二号）による改正前の独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）第十条第二項又は独立行政法人農畜産業振興機構法附則第六条第一項の業務に係る出資金の占める割合を乗じて得た数

2 略

3 政令第五十四条の十八第二項第四号に規定する総務省令で定める施設

中における外国貿易船として就航した日数の全就航日数に対する割合が二分の一を超える船舶（当該期間中における就航日数が零であるものにあつては、当該船舶の構造、資格等からみて主として外国貿易船として就航するものと認められる船舶）

（政令第五十四条の十八第一項第七号の割合等）

第十六条の十 政令第五十四条の十八第一項第七号に規定する総務省令で定める割合は、同号に規定する国、地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、農事組合法人、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合（以下本項において「国等」という。）の出資に係る法人（以下本項において「特定法人」という。）の議決権の総数に対する第一号に掲げる数から第二号に掲げる数を控除した数の割合とする。

一 略

二 独立行政法人農畜産業振興機構が保有する特定法人の議決権の数に独立行政法人農畜産業振興機構の特定法人に対する出資金のうちに係る輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律（平成十四年法律第二百二十六号）第十条第二項又は同法附則第六条第一項の業務に係る出資金の占める割合を乗じて得た数

2 略

3 政令第五十四条の十八第二項第四号に規定する総務省令で定める施設

は、独立行政法人農畜産業振興機構の出資（独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号）の業務に係るものに限る。）に係る畜産物の生産、保管、加工若しくは流通の用に供する施設又は畜産業経営に伴つて生ずる公害の防止のために必要な施設とする。

（政令第五十四条の二十の施設）

第十六条の十二 略

2 政令第五十四条の二十第三号に規定する総務省令で定める施設は、鮮食料品等の小売業の近代化のために、国の補助を受けて設置される共同仕入配送施設又は株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第十五条第一項の規定による解散前の国民生活金融公庫から資金の貸付けを受けて設置される共同工場、共同店舗若しくは共同施設（従業員の宿舍及び給食施設を除く。）とする。

は、独立行政法人農畜産業振興機構の出資（独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第一項第二号）の業務に係るものに限る。）に係る畜産物の生産、保管、加工若しくは流通の用に供する施設又は畜産業経営に伴つて生ずる公害の防止のために必要な施設とする。

（政令第五十四条の二十の施設）

第十六条の十二 略

2 政令第五十四条の二十第三号に規定する総務省令で定める施設は、鮮食料品等の小売業の近代化のために、国の補助を受けて設置される共同仕入配送施設又は

国民生活金融公庫から資金の貸付けを受けて設置される共同工場、共同店舗若しくは共同施設（従業員の宿舍及び給食施設を除く。）とする。

（政令第五十四条の二十一第一項の事業等）

第十六条の十二の二 政令第五十四条の二十一第一項に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 中小企業等協同組合法第九条の二第一項第四号又は第九条の九第一項第六号に掲げる事業
- 二 商店街振興組合法第十三条第一項第四号若しくは第五号又は第十九条第一項第六号若しくは第七号に掲げる事業
- 三 協同組合連合会が実施する独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第三号に掲げる事業（当該協同組合連合会の所属員

が一の建物に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業に限る。）

四 事業協同小組合又は協同組合連合会でその組合員又は所属員の三分の二以上が独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第三号に規定する特定中小事業者（小売商業又はサービス業を行う者に限る。）であるものが実施する同項第二号に掲げる事業（同号イに掲げる事業のうち独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令第二十八条第一項第一号イに掲げる要件に適合する同項に規定する共同化計画に基づき実施されるものの用に供するために施設を整備する事業に限る。）

五 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第二号ハに掲げる事業（独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令第三十条第一項第六号に規定する事業又は同条第二項第一号に規定する合併会社（製造業又は情報サービス業を行うものに限る。）が実施する同条第一項第一号に規定する事業に限る。）の用に供するために施設を整備する事業

六 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第二号ニに掲げる事業（独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令第三十一条第一項第八号に規定する事業又は同条第二項第一号ロに掲げる要件に適合する共同化計画に基づき実施される同条第一項第一号に規

定する事業若しくは同条第四項第一号に規定する出資会社（製造業又は情報サービス業を行うものに限る。）が実施する同条第一項第二号に規定する事業に限る。）の用に供するために施設を整備する事業

七 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第二号ホに掲げる事業の用に供するために施設を整備する事業

2 政令第五十四条の二十一第一項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一号に規定する事業 独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令第三十六条第一号イ若しくはロに規定する特定会社若しくは公益法人（その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の四分の一以上の数又は金額が一の地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされているものに限る。）又は同号ニに規定する公益法人（その出資金額又は拠出された金額の四分の一以上の金額が一の地方公共団体により出資又は拠出をされているものに限る。）により行われる事業（同号イに規定する特定会社又は公益法人が行うものにあつては、事業開始後三年以内の又は新分野進出を行おうとする特定中小企業団体の組合員若しくは所屬員若しくは特定中小企業者等が円滑に事業を行うことを支援するために行われるものを除く。）であること

二 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第二項第二号に規定する事業 独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤

整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令第三十七條第一号ロに規定する特定会社又は公益法人(その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の四分の一以上の数又は金額が一の地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされているものに限る。)により行われる事業であること。

第十六條の十二の三 削除

(政令第五十四條の二十三の施設)

第十六條の十二の四 政令第五十四條の二十三に規定する総務省令で定める施設は、次の表の上欄に掲げる業種の区分に応じ、それぞれその下欄に掲げる施設とする。

業種	施設
一 かんきつ果汁製造業	搾汁設備を有する施設
二 非かんきつ果汁製造業	搾汁設備を有する施設
三 パインアップル缶詰製造業	剥皮芯抜設備を有する施設
四 こんにやく粉製造業	こんにやく粉の生産の用に供する設備を有する施設
五 トマト加工品製造業	搾汁設備を有する施設
六 甘しよでん粉製造業	でん粉の生産の用に供する設備を有する施設
七 馬鈴しよでん粉製造業	でん粉の生産の用に供する設備を

(一) 一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長及び面積の補正

第十七条の十一 略

2 道路の延長は、法第六百九十九条の三十二第二項の指定府県（以下本条及び第十七条の十四第四項において「指定府県」という。）に係る道路の延長（第十七条の九の規定によつて算定した一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長をいう。以下本項において同じ。）を千メートルで除して得た数値又は指定市に係る道路の延長を千メートルで除して得た数値で当該指定府県の人口（当該指定市の人口を除く。以下第四項において同じ。）又は当該指定市の人口を除して得た数による次表の上欄に掲げる指定府県又は指定市の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

八 米加工品製造業	有する施設 米穀粉、包装もち、加工米飯、米菓生地及び和生菓子（米を原材料とするものに限る。）の生産の用に供する設備を有する施設
九 麦加工品製造業	精選設備を有する施設
十 乳製品製造業	乳製品の生産の用に供する設備を有する施設（チーズ製造業にあつては、凝乳設備を有する施設）
十一 牛肉調製品製造業	急速冷凍設備を有する施設
十二 豚肉調製品製造業	急速冷凍設備を有する施設

(一) 一般国道 及び都道府県道の延長及び面積の補正

第十七条の十一 略

2 道路の延長は、法第六百九十九条の三十二第二項の指定府県（以下本条及び第十七条の十四第四項において「指定府県」という。）に係る道路の延長（第十七条の九の規定によつて算定した一般国道及び都道府県道の延長をいう。以下本項において同じ。）を千メートルで除して得た数値又は指定市に係る道路の延長を千メートルで除して得た数値で当該指定府県の人口（当該指定市の人口を除く。以下第四項において同じ。）又は当該指定市の人口を除して得た数による次表の上欄に掲げる指定府県又は指定市の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

3 道路の面積は、次表の上欄に掲げる道路の種別に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

道 路 の 種 別	率	
	舗装道	砂利道
一般国道（橋りようを除く。）	〇・六	〇・七
指定区間内の一般国道	〇・六	〇・七
指定区間外の一般国道	〇・六	一・〇
高速自動車国道（橋りようを除く。）	〇・六	〇・六
都道府県道（橋りようを除く。）	一・〇	〇・五
橋りよう	四・三	四・三

4 前項の規定によつて補正された道路の面積は、更に、当該指定府県に係る道路の面積（第十七条の九の規定によつて算定した一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積をいう。以下本項において同じ。）を千平方メートルで除して得た数値又は当該指定市に係る道路の面積を千平方メートルで除して得た数値で当該指定府県の人口又は当該指定市の人口を除して得た数による次表の上欄に掲げる指定府県又は指定市の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

5 略

略

3 道路の面積は、次表の上欄に掲げる道路の種別に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

道 路 の 種 別	率	
	舗装道	砂利道
国道（橋りようを除く。）	〇・六	〇・七
指定区間内の国道	〇・六	〇・七
指定区間内の国道以外の国道	一・〇	一・〇
都道府県道（橋りようを除く。）	一・〇	〇・五
橋りよう	四・三	四・三

4 前項の規定によつて補正された道路の面積は、更に、当該指定府県に係る道路の面積（第十七条の九の規定によつて算定した一般国道及び都道府県道の面積をいう。以下本項において同じ。）を千平方メートルで除して得た数値又は当該指定市に係る道路の面積を千平方メートルで除して得た数値で当該指定府県の人口又は当該指定市の人口を除して得た数による次表の上欄に掲げる指定府県又は指定市の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

5 略

略

(政令第五十六条の三の三の委託を受けて農作業を行う者等)

第十八条の二の二 政令第五十六条の三の三に規定する委託を受けて農作業を行う者で総務省令で定めるものは、農作業のうち基幹的な作業(専ら機械を使用して行われるものをいう。)のすべての委託を受けて農作業を行う者とする。

2) 略

(政令第五十六条の四十一第三号の福利又は厚生のための施設)

第二十四条の七 政令第五十六条の四十一第三号に規定する総務省令で定める専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設は、次に掲げる施設とする。

一 農業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、農業者年金基金、法人である労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)による法人である職員団体等

その他これらに類する組合又は団体が経営する専らこれらの組合又は団体の構成員の利用に供する福利又は厚生のための施設

二 公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人

(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)又は法第七百一条の三十四第二項に規定する人格のない社団等が経営する専ら勤労者の利用に

(政令第五十六条の三の三の素材生産業を営む者)

第十八条の二の二

①) 略

(政令第五十六条の四十一第三号の福利又は厚生のための施設)

第二十四条の七 政令第五十六条の四十一第三号に規定する総務省令で定める専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設は、次に掲げる施設とする。

一 農業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、農業者年金基金、法人である労働組合、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)による法人である国家公務員の団体、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)による法人である地方公務員の団体その他これらに類する組合又は団体が経営する専らこれらの組合又は団体の構成員の利用に供する福利又は厚生のための施設

二 民法第三十四条の法人

又は法第七百一条の三十四第二項に規定する人格のない社団等が経営する専ら勤労者の利用に

供する福利又は厚生のための施設

三 前号に掲げる施設のほか、政令第五十六条の四十一第一号及び第二号並びに前二号に規定するものから経営の委託を受けて行う事業に係る施設で専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設

(政令第五十六条の五十三第一号の汚水処理施設等)

第二十四条の十一 政令第五十六条の五十三第一号に規定する総務省令で定める汚水又は廃液の処理施設及び除害施設は、第十六条の六第一項に規定する施設とする。

2 政令第五十六条の五十三第二号に規定する総務省令で定めるばい煙処理施設は、第十六条の六第三項に規定する施設とする。

3 政令第五十六条の五十三第二号に規定する総務省令で定める揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設は、次に掲げる施設とする。

一 吸着、分解又は分離の方法により大気汚染防止法第二条第四項に規定する揮発性有機化合物（以下この号及び次号において「揮発性有機化合物」という。）の排出を抑制する機能を有する装置で次に掲げるもの

イ 吸着装置（揮発性有機化合物を吸着剤に吸着させて処理する装置をいう。）

ロ 分解装置（揮発性有機化合物を直接燃焼、触媒燃焼、蓄熱燃焼、放電又は微生物に接触させ生物的作用を利用する方法により当該揮発性有機化合物を分解して処理する装置をいう。）

ハ 分離装置（揮発性有機化合物を冷却して液化する方法、水、油若

供する福利又は厚生のための施設

三 前号に掲げる施設のほか、政令第五十六条の四十一第一号及び第二号並びに前二号に規定するものから経営の委託を受けて行う事業に係る施設で専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設

(政令第五十六条の五十三第二号の汚水処理施設等)

第二十四条の十一 政令第五十六条の五十三第二号に規定する総務省令で定める汚水又は廃液の処理施設及び除害施設は、第十六条の六第一項に規定する施設とする。

2 政令第五十六条の五十三第三号に規定する総務省令で定めるばい煙処理施設は、第十六条の六第三項に規定する施設とする。

3 政令第五十六条の五十三第三号に規定する総務省令で定める揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設は、次に掲げる施設とする。

一 吸着、分解又は分離の方法により大気汚染防止法第二条第四項に規定する揮発性有機化合物（以下この号及び次号において「揮発性有機化合物」という。）の排出を抑制する機能を有する装置で次に掲げるもの

イ 吸着装置（揮発性有機化合物を吸着剤に吸着させて処理する装置をいう。）

ロ 分解装置（揮発性有機化合物を直接燃焼、触媒燃焼、蓄熱燃焼、放電又は微生物に接触させ生物的作用を利用する方法により当該揮発性有機化合物を分解して処理する装置をいう。）

ハ 分離装置（揮発性有機化合物を冷却して液化する方法、水、油若

しくはアルコールに吸収させる方法、蒸留する方法、分離膜を用いる方法又はこれらを組み合わせた方法により当該揮発性有機化合物を分離して処理する装置をいう。）

二 前号に掲げる装置に附属する次に掲げる機械その他の設備で、専ら揮発性有機化合物の排出の抑制の用に供されるもの

イ ガス導管（煙突に連なるガス導管を除く。）

ロ 冷却装置

ハ 送風機

ニ 熱交換機

ホ 加熱器

ヘ 圧縮機

ト 凝縮器

チ ばつき装置

リ 中和装置

ヌ ミスト除去装置

ル 計測器及び自動調整装置

ヲ 変圧器及び整流器

ワ 電動機

カ ボイラー

ヨ 分離器

タ ポンプ、配管及びタンク

4 政令第五十六条の五十三第三号に規定する総務省令で定める指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設は、第十六条の六第五項に規定する

しくはアルコールに吸収させる方法、蒸留する方法、分離膜を用いる方法又はこれらを組み合わせた方法により当該揮発性有機化合物を分離して処理する装置をいう。）

二 前号に掲げる装置に附属する次に掲げる機械その他の設備で、専ら揮発性有機化合物の排出の抑制の用に供されるもの

イ ガス導管（煙突に連なるガス導管を除く。）

ロ 冷却装置

ハ 送風機

ニ 熱交換機

ホ 加熱器

ヘ 圧縮機

ト 凝縮器

チ ばつき装置

リ 中和装置

ヌ ミスト除去装置

ル 計測器及び自動調整装置

ヲ 変圧器及び整流器

ワ 電動機

カ ボイラー

ヨ 分離器

タ ポンプ、配管及びタンク

4 政令第五十六条の五十三第四号に規定する総務省令で定める指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設は、第十六条の六第五項に規定する

施設（同項第一号ホからトまでに掲げる装置及びこれらに附属する同項第二号に掲げる機械その他の設備を除く。）とする。

5 政令第五十六条の五十三第四号に規定する総務省令で定めるごみ処理施設は、第十六条の六第六項第一号に掲げる施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号。次項において「廃掃法改正令」という。）附則第二条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）とする。

6 政令第五十六条の五十三第四号に規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設は、第十六条の六第七項第一号に掲げる施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係るもの（廃掃法改正令附則第二条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）とする。

7 政令第五十六条の五十三第六号に規定する総務省令で定めるダイオキシン類の処理施設は、第十六条の六第十二項に規定する施設とする。

（政令第五十六条の五十四の施設）

第二十四条の十二 政令第五十六条の五十四に規定する総務省令で定める

施設は、国若しくは地方公共団体の補助又は株式会社日本政策金融公庫

若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金若

しくは農業近代化資金の貸付けを受けて設置される

消費地食肉冷蔵施設とする。

施設（同項第一号ホからトまでに掲げる装置及びこれらに附属する同項第二号に掲げる機械その他の設備を除く。）とする。

5 政令第五十六条の五十三第五号に規定する総務省令で定めるごみ処理施設は、第十六条の六第六項第一号に掲げる施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号。次項において「廃掃法改正令」という。）附則第二条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）とする。

6 政令第五十六条の五十三第五号に規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設は、第十六条の六第七項第一号に掲げる施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係るもの（廃掃法改正令附則第二条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）とする。

7 政令第五十六条の五十三第七号に規定する総務省令で定めるダイオキシン類の処理施設は、第十六条の六第十二項に規定する施設とする。

（政令第五十六条の五十四の施設）

第二十四条の十二 政令第五十六条の五十四に規定する総務省令で定める

施設は、国若しくは地方公共団体の補助又は農林漁業金融公庫、日本政

策投資銀行、国民生活金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金若

しくは農業近代化資金の貸付けを受けて設置される大規模野菜低温貯蔵

庫及び消費地食肉冷蔵施設とする。

(老齢等年金給付の年額の算定方法)

第二十四条の三十一 政令第五十六条の八十九の二第三項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、当該被保険者である世帯主が特別徴収対象被保険者であるかどうかの判定を行う月分として支払を受けることとなつてゐる当該世帯主に係る老齢等年金給付の額に相当する額に十二を乗じて得た額とする。

(老齢等年金給付の年額の算定方法)

第二十四条の三十一 政令第五十六条の八十九の二第三項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、当該被保険者である世帯主が特別徴収対象被保険者であるかどうかの判定を行う月分として支払を受けることとなつてゐる当該世帯主に係る老齢等年金給付の額に相当する額に十二を乗じて得た額とする。

(政令第五十六条の八十九の二第三項第四号に規定する総務省令で定める事由)

第二十四条の三十二 政令第五十六条の八十九の二第三項第四号に規定する総務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 法律の定めるところにより、当該老齢等年金給付の支給が停止されていること。
- 二 法律の定めるところにより、当該老齢等年金給付の支給が一時差し止められていること。
- 三 法律の定めるところにより、当該老齢等年金給付の支給を行わないこととされていること。
- 四 法律の定めるところにより、当該老齢等年金給付に内払とみなされた年金があること。
- 五 その他前各号に掲げる事由に類する事由があること。

(市町村の特別徴収の通知)

第二十四条の三十二 略

(市町村の特別徴収の通知)

第二十四条の三十三 略

(支払回数割保険税額の端数計算)

第二十四条の三十三 略

(市町村が年金保険者等に対する通知を行う事由等)

第二十四条の三十四 略

第二十四条の三十五 略

(法第七百八十八条の七第一項の支払回数割保険税額に相当する額)

第二十四条の三十六 略

(年金保険者が特別徴収対象保険税額の納入の義務を負わなくなる事由等)

第二十四条の三十七 略

2及び3 略

(法第七百三十一条第三項の総務省令で定める納税義務者)

第二十四条の三十八 略

附則

(政令附則第六条の十六第四項の要件)

第三条の二の六 政令附則第六条の十六第四項に規定する総務省令で定め

(支払回数割保険税額の端数計算)

第二十四条の三十四 略

(市町村が年金保険者等に対する通知を行う事由等)

第二十四条の三十五 略

第二十四条の三十六 略

(法第七百八十八条の七第一項の支払回数割保険税額に相当する額)

第二十四条の三十七 略

(年金保険者が特別徴収対象保険税額の納入の義務を負わなくなる事由等)

第二十四条の三十八 略

2及び3 略

(法第七百三十一条第三項の総務省令で定める納税義務者)

第二十四条の三十九 略

附則

(政令附則第六条の十六第四項の要件)

第三条の二の六 政令附則第六条の十六第四項に規定する総務省令で定め

る要件は、現物出資を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下この条において「出資組合等」という。）が行う当該現物出資が、当該出資組合等の経営の改善及び効率化に資することにつき、農林水産大臣（農業協同組合法第九十八条又は水産業協同組合法第二百七条第一項に規定する行政庁が都道府県知事であるときは、都道府県知事）の証明がされていることとする。

（政令附則第六条の十六第九項の不動産）

第三条の二の七 政令附則第六条の十六第九項第三号に規定する総務省令で定めるものは、線路設備、電路設備、停車場、変電所、車庫、工場、倉庫及び詰所の用に供する不動産とする。

（法附則第十一条第六項の者）

第三条の二の八 法附則第十一条第六項に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一及び二 略

三 法附則第十一条第六項に規定する特定農地等を取得して新たな農業経営への転換をしようとする者（第一号に掲げる者を除く。）

（政令附則第七条第五項の特定目的会社等）

第三条の二の九 政令附則第七条第五項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた特定目的会社は、同項各号に掲げる要件に該当するものとして資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百

る要件は、現物出資を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下この条において「出資組合等」という。）が行う当該現物出資が、当該出資組合等の経営の改善及び効率化に資することにつき、農林水産大臣（農業協同組合法第九十八条に規定する行政庁が都道府県知事であるときは、都道府県知事）の証明がされていることとする。

（法附則第十一条第八項の者）

第三条の二の七 法附則第十一条第八項に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一及び二 略

三 法附則第十一条第八項に規定する特定農地等を取得して新たな農業経営への転換をしようとする者（第一号に掲げる者を除く。）

（政令附則第七条第五項の特定目的会社等）

第三条の二の八 政令附則第七条第五項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた特定目的会社は、同項各号に掲げる要件に該当するものとして資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百

七十九号)第七十七条第一項の規定により同項に規定する長官権限を委任された同項に規定する財務局長(次項及び附則第三条の二の十四第一項において「財務局長」という。)又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十五条第一項の規定により財務局長とみなされた沖縄総合事務局の長(次項及び附則第三条の二の十四第一項において「沖縄総合事務局の長」という。))の証明がされた特定目的会社とする。

2 政令附則第七条第六項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた不動産は、同項各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとして財務局長又は沖縄総合事務局長の証明がされた不動産とする。

(法附則第十一条第十項の総務省令で定める施行地区)

第三条の二の十一 法附則第十一条第十項に規定する総務省令で定める施行地区は、現に施行されている土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)による土地区画整理事業又は都市再開発法による市街地再開発事業の施行地区として総務大臣が定めるものとする。

(政令附則第七条第九項の総務省令で定める設備等)

第三条の二の十一 政令附則第七条第九項に規定する総務省令で定める設備は、高齢者、身体障害者等の利用に資するエレベーターとして国土交通大臣の証明がされたものとする。

2 略

(政令附則第七条第十二項の投資信託等)

七十九号)第七十七条第一項の規定により同項に規定する長官権限を委任された同項に規定する財務局長(次項及び附則第三条の二の十三において「財務局長」という。)又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十五条第一項の規定により財務局長とみなされた沖縄総合事務局の長(次項及び附則第三条の二の十三において「沖縄総合事務局の長」という。))の証明がされた特定目的会社とする。

2 政令附則第七条第六項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた不動産は、同項各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとして財務局長又は沖縄総合事務局長の証明がされた不動産とする。

(法附則第十一条第十二項の総務省令で定める施行地区)

第三条の二の九 法附則第十一条第十二項に規定する総務省令で定める施行地区は、現に施行されている土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)による土地区画整理事業又は都市再開発法による市街地再開発事業の施行地区として総務大臣が定めるものとする。

(政令附則第七条第九項の総務省令で定める設備等)

第三条の二の十 政令附則第七条第九項に規定する総務省令で定める設備は、高齢者、身体障害者等の利用に資するエレベーター又はエスカレーターとして国土交通大臣の証明がされたものとする。

2 略

(政令附則第七条第十二項の投資信託等)

第三条の二の十二 政令附則第七条第十二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた投資信託は、同項第一号、第三号及び第四号に掲げる要件に該当するものとして金融庁長官の証明、同項第二号に掲げる要件に該当するものとして国土交通大臣の証明が、それぞれされた投資信託とする。

2 政令附則第七条第十二項第三号に規定する適格機関投資家のうち総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第二号に掲げる者以外の者については金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下この項及び附則第三条の二の十四第二項において「定義内閣府令」という。）第十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者を除き、第二号に掲げる者については同項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者に限る。

一 定義内閣府令第十条第一項第一号から第九号まで、第十一号から第十四号まで、第十六号から第二十二号まで、第二十五号及び第二十六号に掲げる者

二 定義内閣府令第十条第一項第十五号に掲げる者

三 定義内閣府令第十条第一項第二十三号に掲げる者（同号イに掲げる要件に該当する者に限る。）のうち次に掲げる者

イ 有価証券報告書（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下この号において同じ。）を提出している者で、定義内閣府令第十条第一項第二十三号の届出を行った日以前の直前に提出した有価証券報告書に記載された当該有価証券報告書に係る事業年度及び当該事業年度

第三条の二の十一 政令附則第七条第十二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた投資信託は、同項第一号、第三号及び第四号に掲げる要件に該当するものとして金融庁長官の証明、同項第二号に掲げる要件に該当するものとして国土交通大臣の証明が、それぞれされた投資信託とする。

2 政令附則第七条第十二項第三号に規定する適格機関投資家のうち総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる者以外の者については金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下この項及び附則第三条の二の十三第二項において「定義内閣府令」という。）第十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者を除き、第三号に掲げる者については同項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者に限る。

一 定義内閣府令第十条第一項第一号から第八号まで、第十号から第十四号まで、第十六号から第十八号まで、第二十号及び第二十六号に掲げる者

二 定義内閣府令第十条第一項第九号に掲げる者（共済水産業協同組合連合会を除く。）

三 定義内閣府令第十条第一項第十五号に掲げる者

四 定義内閣府令第十条第一項第十九号に掲げる者（同号に規定する企業年金基金を除く。）

五 有価証券報告書（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下この号において同じ。）を提出している者（企業内容等の開示に関する内閣府令

の前事業年度の貸借対照表（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第二十号の四に規定する外国会社（以下この号において「外国会社」という。）である場合には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この号において「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する財務書類）における財務諸表等規則第十七条第一項第六号に掲げる有価証券（外国会社である場合には、同号に掲げる有価証券に相当するもの）の金額及び財務諸表等規則第三十二条第一項第一号に掲げる投資有価証券（外国会社である場合には、同号に掲げる投資有価証券に相当するもの）の金額の合計額が百億円以上であるもの

ロ 海外年金基金（厚生年金基金、企業年金連合会又は企業年金基金に類するもので次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。）によりその発行済株式の全部を保有されている内国法人（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社及び投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人を除く。ハにおいて同じ。）

(1) 外国の法令に基づいて組織されていること。

(2) 外国において主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として運営されること。

ハ 定義内閣府令第十条第一項第二十六号に掲げる者によりその発行済株式の全部を保有されている内国法人

（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第二十号の三に規定する内国会社及び同条第二十号の四に規定する外国会社（以下この号において「外国会社」という。）で、定義内閣府令第十条第一項第二十三号の規定により金融庁長官に届出を行った者に限る。）で、当該届出を行った日以前の直前に提出した有価証券報告書に記載された当該有価証券報告書に係る事業年度及び当該事業年度の前事業年度の貸借対照表（外国会社である場合には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する財務書類）における財務諸表等規則第十七条第一項第六号に掲げる有価証券（外国会社である場合には、同号に掲げる有価証券に相当するもの）の金額及び財務諸表等規則第三十二条第一項第一号に掲げる投資有価証券（外国会社である場合には、同号に掲げる投資有価証券に相当するもの）の金額の合計額が百億円以上であるもの

六 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者（定義内閣府令第十条第一項第二十五号の規定により金融庁長官に届出を行った者に限る。）で、当該届出の時に定める資本金の額若しくは出資金の額又は基金の総額がそれぞれ次に定める金額以上であるもの

イ 金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（同条第八項に規定する有価証券関連業に該当するものに限る。）

一 一億円

ロ 金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業 一億円
ハ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する

(政令附則第七条第十三項の家屋)

第三条の二十三 略

(政令附則第七条第十四項の投資法人等)

第三条の二十四 略

2 政令附則第七条第十四項第三号に規定する適格機関投資家のうち総務省令で定めるものは、附則第三条の十二第二項各号に掲げるものとする。ただし、同項第二号に掲げる者以外の者については定義内閣府令第十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者を除き、附則第三条の十二第二項第二号に掲げる者については定義内閣府令第十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者に限る。

(政令附則第七条第十八項第二号の家屋)

第三条の二十五 略

(政令附則第七条第十八項第三号の家屋)

第三条の二十六 略

(法附則第十一条第十七項の政府の補助)

第三条の二十七 法附則第十一条第十七項に規定する政府の補助で総務

銀行業 二十億円

二 保険業法第二条第一項に規定する保険業 十億円

(政令附則第七条第十三項の家屋)

第三条の二十二 略

(政令附則第七条第十四項の投資法人等)

第三条の二十三 略

2 政令附則第七条第十四項第三号に規定する適格機関投資家のうち総務省令で定めるものは、附則第三条の十一第二項各号に掲げるものとする。ただし、同項第三号に掲げる者以外の者については定義内閣府令第十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者を除き、附則第三条の十一第二項第三号に掲げる者については定義内閣府令第十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者に限る。

(政令附則第七条第十八項第二号の家屋)

第三条の二十四 略

(政令附則第七条第十八項第三号の家屋)

第三条の二十五 略

(法附則第十一条第二十項の政府の補助)

第三条の二十六 法附則第十一条第二十項に規定する政府の補助で総務

省令で定めるものは、廃棄物処理施設整備費に係る補助とする。

(法附則第十一条第十九項の政府の補助)

第三条の二の十八 法附則第十一条第十九項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、住宅・建築物耐震改修等促進事業費に係る補助とする。

(法附則第十一条第二十項の政府の補助等)

第三条の二の十九 法附則第十一条第二十項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。
2及び3 略

(政令附則第七条第二十四項の施設)

第三条の二の二十 略

(政令附則第七条第二十六項の方法)

第三条の二の二十一 略

(政令附則第七条第二十九項の規模等)

第三条の二の二十二 政令附則第七条第二十九項第一号に規定する新築する建築物の敷地面積として総務省令で定める規模は、百平方メートルとし、同号に規定する敷地面積の合計として総務省令で定める規模は、五百平方メートルとする。

省令で定めるものは、廃棄物処理施設整備費に係る補助とする。

(法附則第十二条第二十二項の政府の補助)

第三条の二の十七 法附則第十二条第二十二項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、住宅・建築物耐震改修等促進事業費に係る補助とする。

(法附則第十二条第二十三項の政府の補助等)

第三条の二の十八 法附則第十二条第二十三項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。
2及び3 略

(政令附則第七条第二十四項の施設)

第三条の二の十九 略

(政令附則第七条第二十六項の方法)

第三条の二の二十 略

(政令附則第七条第三十項の規模等)

第三条の二の二十一 政令附則第七条第三十項第一号に規定する新築する建築物の敷地面積として総務省令で定める規模は、百平方メートルとし、同号に規定する敷地面積の合計として総務省令で定める規模は、五百平方メートルとする。

2 政令附則第七条第二十九項第二号に規定する総務省令で定める基準は、公共施設又は周辺街区からの避難に利用可能な幅員四メートル以上の通路であることとする。

(政令附則第七条第三十項の施設)

第三条の二十三 政令附則第七条第三十項に規定する助産を行うことを目的とする施設で総務省令で定めるものは、医療法第七条第一項若しくは第二項の規定による許可又は同法第八条若しくは医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第四条第三項の規定による届出に係る医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第一条の十四第一項第十一号又は同規則第二条第一項第六号に規定する平面図において示された分べん室、陣痛室、新生児室、授乳室その他助産に必要な施設とする。

(政令附則第七条第三十二項のスポーツ施設)

第三条の二十四 政令附則第七条第三十二項第十二号に規定する総務省令で定めるスポーツ施設は、トレーニングセンター(主として重量挙げ及びボディビル用具を用い、室内において健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。)、体育館、プール及びこれらに附属する施設とする。

(法附則第十一条第三十一項の額)

第三条の二十五 法附則第十一条第三十一項に規定する総務省令で定

2 政令附則第七条第三十項第二号に規定する総務省令で定める基準は、公共施設又は周辺街区からの避難に利用可能な幅員四メートル以上の通路であることとする。

める額は、日本貨物鉄道株式会社が取得した家屋に対応する同項に規定する承継家屋の昭和六十二年三月三十一日現在において日本国有鉄道の財産目録に記載されていた価格とする。

(政令附則第七条第三十四項の施設)

第三条の二十六 政令附則第七条第三十四項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

(法附則第十二条の三第三項の自動車等)

第五条の二 法附則第十二条の三第三項に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 四 略

2 法附則第十二条の三第三項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。以下この条及び附則第十二条から第十二条の二の二までにおいて「実施要領」という。）第三条第五号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成

(法附則第十二条の三第三項の自動車等)

第五条の二 法附則第十二条の三第三項に規定する総務省令で定める許容限度

は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 四 略

2 法附則第十二条の三第三項に規定する 総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。以下この条及び附則第十二条から第十二条の二の二までにおいて「実施要領」という。）第四条第四号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車

二十二年燃費基準二十五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 窒素酸化物の排出量が前項第一号に掲げる自動車については同号に掲げる値、同項第二号に掲げる自動車については同号に掲げる値、同項第三号に掲げる自動車については同号に掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（第五項及び第七項から第十項までにおいて「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

3 政令附則第十条の二に規定するエネルギー消費効率で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

- 一 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第四号）に定める基準エネルギー消費効率
- 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号）に定める基準エネルギー消費効率

4 法附則第十二条の三第四項第二号イに規定する平成十七年十月一日以

であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車 であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 窒素酸化物の排出量が前項第一号に掲げる自動車については同号に掲げる値、同項第二号に掲げる自動車については同号に掲げる値、同項第三号に掲げる自動車については同号に掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（第四項から第七項までにおいて「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

3 政令附則第十条の二に規定するエネルギー消費効率で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

- 一 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十八年経済産業省・国土交通省告示第一号）に定める基準エネルギー消費効率
- 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十八年経済産業省・国土交通省告示第二号）に定める基準エネルギー消費効率

降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号の基準とする。

5 | 法附則第十二条の三第四項第二号イに規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同号の表のイに掲げる値、同号の表のロに掲げる自動車については同号の表のロに掲げる値、同号の表のハに掲げる自動車については同号の表のハに掲げる値、同号の表のニに掲げる自動車については同号の表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

6 | 法附則第十二条の三第四項第二号ロに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第九号の基準とする。

7 | 法附則第十二条の三第四項第二号ロに規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

8 | 法附則第十二条の三第四項第三号に規定する総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 実施要領第三条第六号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に

4 | 法附則第十二条の三第四項 に規定する総務省令で定めるものは

、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 実施要領第三条第二号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に

係る自動車検査証に当該自動車の内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年燃費基準二十五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二略

9| 法附則第十二条の三第五項に規定する総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 実施要領第三条第三号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年燃費基準十パーセント向上達成車又は平成二十二年燃費基準十五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準十パーセント向上達成車又は平成十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二略

10| 法附則第十二条の三第六項に規定する

総務省令で定めるも

のは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 実施要領第三条第四号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の内燃機関の燃料として、揮発油又は

係る自動車検査証に当該自動車の内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年燃費基準五パーセント 向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準五パーセント 向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二略

5| 法附則第十二条の三第五項に規定する総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 実施要領第三条第三号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年燃費基準十パーセント向上達成車 であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準十パーセント向上達成車 であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二略

6| 法附則第十二条の三第六項に規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒

素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 実施要領第三条第一号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の内燃機関の燃料として、揮発油又は

液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年度燃費基準十
五パーセント向上達成車又は平成二十二年度燃費基準二十パーセント
向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年
度燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成十七年度燃費基準二十
パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車
に限る。)。

二
略

液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年度燃費基準達
成車

であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年
度燃費基準達成車

であることが、それぞれ記載されている自動車
に限る。)。

二
略

7 法附則第十二条の三第六項に規定するエネルギー消費効率が基準エネ
ルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素
酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超え
ないもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する
自動車とする。

一 実施要領第三条第二号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に
係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は
液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年度燃費基準五
パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には
平成十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが、それぞ
れ記載されている自動車に限る。)。

二 窒素酸化物の排出量が第一項第一号に掲げる自動車については同号
に掲げる値、同項第二号に掲げる自動車については同号に掲げる値、
同項第三号に掲げる自動車については同号に掲げる値のそれぞれ二分
の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであること
について国土交通大臣が認定していること。

(法附則第十五条第一項のコンテナ等)

第六条 略

2 2 略

13 法附則第十五条第三項各号列記以外の部分に規定する総務省令で定めるものは、第十九項第一号に掲げる施設のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十一号の二に規定する産業廃棄物の処理施設

とする。

14 16 略

17 法附則第十五条第三項第五号に規定する総務省令で定めるごみ処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第一項に規定するごみ処理施設（焼却装置、溶融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置（溶融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号。第十九項、第二十四項及び第三十項）において「廃掃法改正令」という。）附則第二条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）並びに同法第九条の八第一項の認定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条の五の変更の認定を含む。）及び同法第九条の十第一項の認定に係るものに限る。）とする。

(法附則第十五条第一項のコンテナ等)

第六条 略

2 2 略

13 法附則第十五条第三項各号列記以外の部分に規定する総務省令で定めるものは、第十九項第一号に掲げる施設のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十一号の二から第十三号までの規定に規定する産業廃棄物の処理施設並びに第十九項第三号に掲げる産業廃棄物の焼却施設とする。

14 16 略

17 法附則第十五条第三項第五号に規定する総務省令で定めるごみ処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第一項に規定するごみ処理施設（焼却装置、溶融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置（溶融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号。第十九項、第二十五項及び第三十三項）において「廃掃法改正令」という。）附則第二条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）並びに同法第九条の八第一項の認定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条の五の変更の認定を含む。）及び同法第九条の十第一項の認定に係るものに限る。）とする。

24 政令附則第十一条第七項 に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第五号、第七号及び第八号に規定する廃油の焼却施設、
廃プラスチック類の破碎施設及び

、次の各号に掲げる施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係るもの（廃掃法改正令附則第二条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）及び同法第十五条の四の二第一項の認定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条の三において準用する同令第五条の五の変更の認定を含む。）に係るものに限る。）の区分に応じ、当該各号に定める機械その他の設備（第一号及び第三号に規定する焼却装置にあつては、第十九項第三号に規定する溶融機能を有するもの又は溶融装置と一体的に設置されるものを除き、第二号に規定する機械その他の設備にあつては、同条第八号に規定する廃プラスチック類の焼却施設と一体として設置されるものに限る。）とする。

一 三 略

24 法附則第十五条第四項の表の第一号に規定する総務省令で定める償却資産は、政令附則第十一条第八項第二号に規定する自動車等破砕物の処理施設で第二十六項各号に掲げる機械その他の設備とする。

25 政令附則第十一条第八項第一号に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第五号 に規定する廃油の焼却施設、同条第七号に規定する廃プラスチック類の破碎施設及び同条第八

号に規定する廃プラスチック類の焼却施設で、総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係るもの（廃掃法改正令附則第二条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）及び同法第十五条の四の二第一項の認定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条の三において準用する同令第五条の五の変更の認定を含む。）に係るものに限る。）の区分に応じ、当該各号に定める機械その他の設備（第一号及び第三号に規定する焼却装置にあつては、第十九項第三号に規定する溶融機能を有するもの又は溶融装置と一体的に設置されるものを除き、第二号に規定する機械その他の設備にあつては、同条第八号に規定する廃プラスチック類の焼却施設と一体として設置されるものに限る。）とする。

一 三 略

26 政令附則第十一条第八項第二号に規定する総務省令で定める自動車等破砕物の処理施設は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一 自動車等破砕物選別設備（自動車等破砕物を物質の種類ごとに選別する装置及びこれに附属する搬送装置、破碎装置、供給装置その他の

- 25) 政令附則第十一条第九項に規定する総務省令で定める豚、牛又は馬のふん尿の処理施設は、沈澱又は浮上装置、汚泥処理装置、濾過装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄装置、中和装置、凝集沈澱装置、生物化学的処理装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（汚水の有用成分を回収することを専らその目的とするものを除く。）とする。
- 26) 政令附則第十一条第十項に規定する総務省令で定める地下水の水質を浄化するための施設は、第十六条の六第二項に規定する施設とする。
- 27) 政令附則第十一条第十一項に規定する総務省令で定める土壌の特定有害物質による汚染を除去するための施設は、第十六条の六第十三項に規定する施設とする。

- 附属設備に限る。）
- 二 自動車等破砕物圧縮設備（自動車等破砕物を減容するために圧縮する装置及びこれに附属する搬送装置、供給装置その他の附属設備に限る。）
- 三 自動車等破砕物焼却設備（自動車等破砕物を焼却する装置及びこれに附属する乾留装置、中和装置、破碎装置、搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、残さ処理装置、ばい煙処理装置、ガス浄化装置、計測装置、電動機、ポンプ、配管その他の附属設備に限る。）
- 27) 政令附則第十一条第十項に規定する総務省令で定める豚、牛又は馬のふん尿の処理施設は、沈澱又は浮上装置、汚泥処理装置、濾過装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄装置、中和装置、凝集沈澱装置、生物化学的処理装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（汚水の有用成分を回収することを専らその目的とするものを除く。）とする。
- 28) 政令附則第十一条第十一項に規定する総務省令で定める地下水の水質を浄化するための施設は、第十六条の六第二項に規定する施設とする。
- 29) 政令附則第十一条第十二項に規定する総務省令で定める土壌の特定有害物質による汚染を除去するための施設は、第十六条の六第十三項に規定する施設とする。
- 30) 法附則第十五条第五項第二号に規定する流出油等防止堤で総務省令で定めるものは、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）の定めるところにより設置される同令第三条に規定する流出油等防止堤とする。

28) 政令附則第十一条第十二項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。

- 一 政令附則第十一条第十二項に規定する施設等（以下この号において「施設等」という。）で事業の用に供しなくなったものに代えて当該事業の用に供される施設等（次号において「更新施設等」という。）の公共の危害の原因となる物質（次号において「原因物質」という。）の量、濃度及び汚染状態の指標に関する処理前の数値を処理後の数値で除して計算した割合（以下この号において「処理能力」という。）が当該事業の用に供しなくなった施設等の処理能力を超えるものであること。

二略

29) 政令附則第十一条第十二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた施設等は、機械及び装置で法附則第十五条第六項の規定の適用を受けようとする年度分の償却資産申告書に前項に規定する要件を満たすものとして経済産業大臣の定めるところにより経済産業大臣が証明した書類を添付することにより証明がされたものとする。

30) 政令附則第十一条第十三項に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十三号の二に規定する産業廃棄物の焼却施設で総務省令で定めるものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係るもの（廃掃法改正令附則第二条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）及び同法第十五条の四の二第一項の認定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条の三において準用する同令第五条の五の変更の認定を含む。）に係るもの（焼却装置（第十九項第三号

31) 政令附則第十一条第十三項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。

- 一 政令附則第十一条第十三項に規定する施設等（以下この号において「施設等」という。）で事業の用に供しなくなったものに代えて当該事業の用に供される施設等（次号において「更新施設等」という。）の公共の危害の原因となる物質（次号において「原因物質」という。）の量、濃度及び汚染状態の指標に関する処理前の数値を処理後の数値で除して計算した割合（以下この号において「処理能力」という。）が当該事業の用に供しなくなった施設等の処理能力を超えるものであること。

二略

32) 政令附則第十一条第十三項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた施設等は、機械及び装置で法附則第十五条第六項の規定の適用を受けようとする年度分の償却資産申告書に前項に規定する要件を満たすものとして経済産業大臣の定めるところにより経済産業大臣が証明した書類を添付することにより証明がされたものとする。

33) 政令附則第十一条第十四項に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十三号の二に規定する産業廃棄物の焼却施設で総務省令で定めるものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係るもの（廃掃法改正令附則第二条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）及び同法第十五条の四の二第一項の認定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条の三において準用する同令第五条の五の変更の認定を含む。）に係るもの（焼却装置（第十九項第三号

に規定する溶融機能を有するもの又は溶融装置と一体的に設置されるものを除く。)及びこれに附属する中和装置、破碎装置、搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備に限る。)とする。

31| 略

32| 略

33| 政令附則第十一条第十四項に規定する総務省令で定める額は、三千元とする。

34| 政令附則第十一条第十五項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

35| 政令附則第十一条第十五項に規定する総務省令で定める緑化施設は、植栽、並木、生垣その他これらと一体となつて緑化の用に供する施設(散水用配管、排水溝その他の土工施設を含む。)とする。

36| 法附則第十五条第十一項に規定する政府の補助で総務省令で定められるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち鉄道駅の耐震補強のために交付されるものとする。

37| 略

に規定する溶融機能を有するもの又は溶融装置と一体的に設置されるものを除く。)及びこれに附属する中和装置、破碎装置、搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備に限る。)とする。

34| 略

35| 略

36| 政令附則第十一条第十五項に規定する総務省令で定める額は、三千元とする。

37| 政令附則第十一条第十六項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

38| 政令附則第十一条第十六項に規定する総務省令で定める緑化施設は、植栽、並木、生垣その他これらと一体となつて緑化の用に供する施設(散水用配管、排水溝その他の土工施設を含む。)とする。

39| 法附則第十五条第十一項に規定する政府の補助で総務省令で定められるものは、鉄道駅耐震補強事業に係る補助とする。

40| 略

41| 政令附則第十一条第十八項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一 バイオマス発電設備(バイオマス(動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用できるもの(原油、石油ガス、可燃性天然

- ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)に限る。)
- を発酵させることにより発生させた混合ガスからメタンガスを精製させ発電を行うもので、前処理装置、残さ濃縮装置及び発電機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料供給装置、系統連系用保護装置、ポンプ又は配管を含む。)
- 二 太陽光発電設備(太陽光エネルギーを直接電気に変換するもの(一般電気事業の用に供されるものを除く。))のうち出力の合計が百キロワット以上のものに限るものとし、これと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含む。)
- 三 風力発電設備(風力エネルギーを回転力に変換し、発電機を駆使して電気を発生させるもの(一般電気事業の用に供されるものを除く。))のうち出力の合計が二千キロワット以上のもので、ロータ及び発電機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の塔、起倒装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含む。)
- 四 木くず焚きボイラー(木くずを燃料とするもので、蒸気の発生能力が毎時一・二トン以上のものうち窒素酸化物の発生を抑制する機構並びに燃焼用空気及び燃料の供給量を自動的に調整する機構を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用のポンプ及び送風機を含む。)

計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械その他の設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 購入した機械その他の設備 次に掲げる金額の合計額

イ 当該機械その他の設備の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該機械その他の設備の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該機械その他の設備を事業の用に供するために直接要した費用の額

二 購入以外の方法により取得した機械その他の設備 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時における当該機械その他の設備の取得のために通常要する価額

ロ 当該機械その他の設備を事業の用に供するために直接要した費用の額

43 法附則第十五条第十二項に規定する機械その他の設備のうち総務省令で定めるものは、第四十一項第四号に掲げる機械その他の設備とする。

44 政令附則第十一条第二十項に規定する総務省令で定める家屋は、同項に規定する作業の用に供する家屋のうち、当該家屋の課税標準となるべき価格に当該作業所において常時雇用する労働者（政令第五十六条の六十八第二項第二号に規定する短時間労働者を除く。）の総数に対する常時雇用する政令第五十六条の六十八第二項第一号に規定する心身障害者（同項第二号に規定する短時間労働者を除く。）の数（当該心身障害者のうちに同項第四号に規定する重度心身障害者がある場合には、当該心

38 政令附則第十一条第十八項に規定する総務省令で定める家屋は、同項に規定する作業の用に供する家屋のうち、当該家屋の課税標準となるべき価格に当該作業所において常時雇用する労働者（政令第五十六条の六十八第二項第二号に規定する短時間労働者を除く。）の総数に対する常時雇用する政令第五十六条の六十八第二項第一号に規定する心身障害者（同項第二号に規定する短時間労働者を除く。）の数（当該心身障害者のうちに同項第四号に規定する重度心身障害者がある場合には、当該心

身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数」と同条第一項に規定する短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に同項に規定する短時間労働精神障害者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数の割合を乗じて得た額に相当する部分とする。

39) 政令附則第十一条第二十一項に規定する総務省令で定める要件は、輸出入に係るコンテナ貨物を運送する船舶の使用の一単位に係る港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）の規模が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものであることとする。

一及び二 略

40) 政令附則第十一条第二十一項第四号に規定するコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設のうち総務省令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための上屋とする。

身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数」と同条第一項に規定する短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に同項に規定する短時間労働精神障害者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数の割合を乗じて得た額に相当する部分とする。

45) 政令附則第十一条第二十三項に規定する総務省令で定める要件は、輸出入に係るコンテナ貨物を運送する船舶の使用の一単位に係る港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）の規模が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものであることとする。

一及び二 略

46) 政令附則第十一条第二十三項第四号に規定するコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設のうち総務省令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための上屋とする。

47) 政令附則第十一条第二十四項に規定する総務省令で定める要件は、輸出入に係るコンテナ貨物を運送する船舶の使用の一単位に係る港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）の岸壁の長さが三百三十メートル以上で当該岸壁の前面の泊地の水深が十四メートル以上であり、かつ、岸壁及びコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設（その附属施設を含む。）の敷地面積の合計が十一万五千五百平方メートル以上であることとする。

48) 政令附則第十一条第二十四項第四号に規定するコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設のうち総務省令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための上屋とする。

41 政令附則第十一条第二十三項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める機械その他の設備（これらと同時に設置する附属の自動調整装置又は原動機を含む。）とする。

- 一 建設廃棄物再生処理業 建設混合廃棄物選別装置（建設工事に伴つて生じた混合廃棄物（コンクリート廃材、木くず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、廃プラスチック類等が混合されたものをいう。）を種類ごとに選別するものうち、選別機、磁選機、分級機、破碎機、排風集じん機、搬送装置及び操作制御装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用のポンプ又は配管を含む。）

49 政令附則第十一条第二十六項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める機械その他の設備（これらと同時に設置する附属の自動調整装置又は原動機を含む。）とする。

- 一 建設廃棄物再生処理業 建設廃棄物再生処理装置で次に掲げる機械その他の設備のいずれかに該当するもの

イ 建設汚泥再生処理装置（建設工事に伴つて生じた汚泥を処理することにより再生碎石又は流動化処理土を製造するものうち、再生碎石にあつては、分級機、攪拌機、汚泥調整槽、建設汚泥脱水装置、混合機、固化材貯蔵装置、添加剤貯蔵装置、加圧成型機、破碎装置、搬送装置及び操作制御装置を同時に設置する場合のこれらのもの又は分級機、攪拌機、汚泥調整槽、建設汚泥脱水装置、造粒機、乾燥機、焼成炉、燃料供給装置、排ガス処理装置、搬送装置及び操作制御装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、流動化処理土にあつては、分級機、解泥機（固定式のものに限る。）、解泥槽、攪拌槽、攪拌機、ミキサー、固化材貯蔵施設、添加剤貯蔵施設及び操作制御装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、いずれの場合もこれらと同時に設置する専用のポンプ又は配管を含む。）

ロ 建設混合廃棄物選別装置（建設工事に伴つて生じた混合廃棄物（コンクリート廃材、木くず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、廃プラスチック類等が混合されたものをいう。）を種類ごとに選別するものうち、選別機、磁選機、分級機、破碎機、排風集じん機

二 廃木材再生処理業 廃木材破碎・再生処理装置（専ら木材・木製品製造業を営む者が設置する廃木材（建設発生廃木材、流通発生廃木材又は生活発生廃木材に限る。）の破碎により再生資材を製造するものうち、破碎機（チツパを除く。）、選別機、分級機、搬送装置及び操作制御装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の排風集じん機、ポンプ又は配管を含む。）

、搬送装置及び操作制御装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用のポンプ又は配管を含む。）

二 廃木材再生処理業 廃木材再生処理装置で次に掲げる機械その他の設備のいずれかに該当するもの（専ら木材・木製品製造業を営む者が設置するものに限る。）

イ 廃木材破碎・再生処理装置（廃木材（建設発生廃木材、流通発生廃木材又は生活発生廃木材に限る。）の破碎により再生資材を製造するものうち、破碎機（チツパを除く。）、選別機、分級機、搬送装置及び操作制御装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の排風集じん機、ポンプ又は配管を含む。）

ロ 廃木材乾燥熱圧装置（破碎された廃木材を原料として再生木質ボードを製造するものうち、乾燥機、篩分装置、接着剤等塗布装置、成型装置、熱圧装置、冷却装置、切断機、配合計量機及び貯留装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の排風集じん機、搬送装置、操作制御装置、ポンプ又は配管を含む。）

三 古紙再生処理業 古紙他用途利用製品製造装置（古紙を原材料として利用して古紙再生ボード又は固形燃料を製造するものうち、破碎装置及び成形装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原材料供給装置、異物除去装置、解繊装置、混合装置、積層装置、貯蔵装置（定量供給設備を含む。）

三略

四略

五 食品循環資源再生処理業 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二十条に規定する認定計画に従つて実施する再生利用事業の用に供する食品循環資源再生処理装置

で、次に掲げる機械その他の設備のいずれかに該当するもの

イ〜ハ 略

42| 法附則第十五条第十五項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、前項第五号に掲げる機械その他の設備とする。

又は搬送装置を含む。）

四略

五略

六 食品循環資源再生処理業 食品循環資源再生処理装置で

次に掲げる機械その他の設備のいずれかに該当するもの

イ〜ハ 略

50| 法附則第十五条第十七項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、前項第六号に掲げる機械その他の設備とする。

51| 法附則第十五条第十八項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第十二条又は第十三条第一項の規定により遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たつて拡散防止措置を執るために必要となる設備又は当該第二種使用等をする遺伝子組換え生物等の生物学的安全性を確保するための設備で、次に掲げるものとする。

一 研究用安全キャビネット（研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たつて執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成十六年文部科学省・環境省令第一号。以下「遺伝子組換え省令」という。）別表第二に規定する安全キャビネット（その内容積が三立方メートル以下のものに限る。）のうち、五十ミリメートル水柱の加圧下でのフロンガスリーク量が毎秒十のマイナス四乗立方センチメートル

ル以下の密閉度及びヘパフィルター（○・三マイクロメートルの粒子に対して九十九・九七パーセント以上の集じん効率を維持できるものに限る。）を有するもので、開口部の平均流入風速が毎秒○・四メートル以上で、かつ、下向層流による風流循環式のもの又は内部を陰圧としたものに限る。）

二 遺伝子組換え実験室用換気装置及び紫外線照射装置（遺伝子組換え省令別表第二第三号に規定するP三レベルの拡散防止措置、別表第四第三号に規定するP三Aレベルの拡散防止措置若しくは別表第五第三号に規定するP三Pレベルの拡散防止措置の施設等についての要件を満たす実験室又はこれらと同等以上の拡散防止の機能を有する実験室（その床面積が六十平方メートル以下のものでエアロック式の扉を有する前室、前房又はくん蒸消毒室を有するものに限る。）を構成する換気装置（実験区域の空気の給排気を行うもので、空気が前室から次に危険度の高くなる実験区域へと流れていくように、圧力差を維持するとともに、逆流を防ぐように設計されているものうち、二系統のもので、かつ、ヘパフィルターを有するものに限る。）及び紫外線照射装置に限る。）

三 研究用高圧滅菌機（壁埋込型で両面扉（当該両面扉が同時に開くことができない機構を有するものに限る。）を有し、かつ、蒸気（当該蒸気の圧力が一平方センチメートル当たり一キログラム以上のものに限る。）で滅菌するものうち、滅菌室容積が一立方メートル以下のものに限るものとし、これと同時に設置する専用の配管を含む。）

四 密閉型細胞分別試験装置（専用電子計算機により発信される制御指

令信号に基づき、細胞懸濁液にレーザームービーを照射することにより細胞を自動的に識別し、かつ、連続的に分別するものであつて、細胞等の漏出を防ぐための密閉装置を有するものうち、当該細胞の分別能力が毎秒五千個以上のもの並びに当該専用電子計算機及び記録装置を同時に設置する場合のこれらに限る。）

五 核酸塩基配列解析器（専用電子計算機により発信される制御指令信号に基づき、核酸の断片を電気泳動法により自動的に分離し、かつ、核酸の塩基配列の解析を自動的に行うものうち、最大処理核酸塩基数が二百以上のもの及び当該専用電子計算機を同時に設置する場合のこれらのもので、専ら遺伝子組換えに関する実験における安全性を確保するためのものに限る。）

六 核酸精製試験装置（専用電子計算機により発信される制御指令信号に基づき送液量、分離速度及び分取位置を自動的に制御するもので、組換えDNA実験において用いられる遺伝子の同定を行うもののうち、送液機（ポンプの最大送液量が毎分五十立方センチメートル以下のもので、液量を変化させずに液の成分を変化させる機構を有するものに限る。）、分離機（クロマトグラフ法によるものに限る。）、検出機（分画数が十以上のものに限る。）、分取機及び当該専用電子計算機を同時に設置する場合のこれらのもので、専ら遺伝子組換えに関する実験における安全性を確保するためのものに限る。）

七 核酸自動増幅器（研究開発に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等において用いられる核酸を増幅するものうち、専用電子計算機により発信される制御指令信号に基づき反応温度及び反応時間の制御を

43| 法附則第十五条第十六項に規定する総務省令で定める区域は、次の表に掲げる区域とする。

静岡県	略
静岡市、浜松市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡松崎町、同郡西伊豆町、田方郡、駿東郡、富士郡、庵原郡、志太郡岡部町及び榛原郡川根本町の区域	

44| 政令附則第十一条第二十四項に規定する総務省令で定める償却資産は、次に掲げる償却資産とする。

一 五 略

45| 政令附則第十一条第二十五項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一 及び二 略

46| 政令附則第十一条第二十六項に規定する放送番組の制作に必要な設備、搬送設備並びに無線設備及びこれに附帯する設備のうち総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

52| 法附則第十五条第十九項に規定する総務省令で定める区域は、次の表に掲げる区域とする。

自動的に行う機構を有するもので、当該核酸の最小増幅必要量が一ナノグラム以下のもの及び当該専用電子計算機を同時に設置する場合のこれらのもので、専ら研究開発に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等における安全性を確保するためのものに限る。）

静岡県	略
静岡市、浜松市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡松崎町、同郡西伊豆町、田方郡、駿東郡、富士郡、庵原郡、志太郡岡部町、榛原郡川根本町及び同郡川根本町の区域	

53| 政令附則第十一条第二十七項に規定する総務省令で定める償却資産は、次に掲げる償却資産とする。

一 五 略

54| 政令附則第十一条第二十八項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一 及び二 略

55| 政令附則第十一条第二十九項に規定する放送番組の制作に必要な設備、搬送設備並びに無線設備及びこれに附帯する設備のうち総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

一〇三略

47| 法附則第十五条第十八項に規定する無線設備のうち小規模なものとして総務省令で定めるものは、前項第三号に規定するデジタル送受信装置のうち電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第八条第一項の規定に基づき総務大臣が指定する同項第四号に掲げる空中線電力が〇・三ワット以下の無線局に係るものとする。

48| 政令附則第十一条第二十七項に規定する交換設備に附帯する設備及び無線設備のうち、総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

一 略

二 無線設備 加入者系無線アクセス通信用無線設備（インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備であつて、陸上に開設する移動中の運用を行わない無線局（その無線設備が端末設備であるもの及びその通信の相手方であるものに限る。）に用いられるものに限る。第五十項において同じ。）及び衛星インターネット通信用無線設備（インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備であつて、人工衛星の無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）と無線通信を行うものに限る。第五十項において同じ。）

49| 政令附則第十一条第二十八項に規定する交換設備に附帯する設備のうち総務省令で定めるものは、小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置及びデジタル加入者回線サービス等提供用附帯設備とする。

50| 法附則第十五条第十九項に規定する総務省令で定める設備は、加入者系無線アクセス通信用無線設備及び衛星インターネット通信用無線設

一〇三略

56| 法附則第十五条第二十一項に規定する無線設備のうち小規模なものとして総務省令で定めるものは、前項第三号に規定するデジタル送受信装置のうち電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第八条第一項の規定に基づき総務大臣が指定する同項第四号に掲げる空中線電力が〇・三ワット以下の無線局に係るものとする。

57| 政令附則第十一条第三十項に規定する交換設備に附帯する設備及び無線設備のうち、総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

一 略

二 無線設備 加入者系無線アクセス通信用無線設備（インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備であつて、陸上に開設する移動中の運用を行わない無線局（その無線設備が端末設備であるもの及びその通信の相手方であるものに限る。）に用いられるものに限る。第五十九項において同じ。）及び衛星インターネット通信用無線設備（インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備であつて、人工衛星の無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）と無線通信を行うものに限る。第五十九項において同じ。）

58| 政令附則第十一条第三十一項に規定する交換設備に附帯する設備のうち総務省令で定めるものは、小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置及びデジタル加入者回線サービス等提供用附帯設備とする。

59| 法附則第十五条第二十二項に規定する総務省令で定める設備は、加入者系無線アクセス通信用無線設備及び衛星インターネット通信用無線設

備とする。

51| 政令附則第十一条第二十九項に規定する交換設備及びこれに附帯する設備、電力設備並びに無線設備のうち、総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

一 交換設備及びこれに附帯する設備 経路最適化装置（電気通信事業の用に供されている伝送路の通信経路を自動的に最適化することによって優先接続等を可能とするものに限る。）及び

高信頼伝送装置（電気通信事業の用に供されている伝送路に障害等が発生した場合に、他の伝送路へ伝送情報の分散又は切替を自動的に行うものに限る。）

二 電力設備 非常用電源装置（通常受けている電力の供給が停止した場合において電気通信設備に電力を供給するものに限る。次項において同じ。）

三 無線設備 携帯電話用車載基地局（専ら災害等により携帯電話基地局又はその伝送路に障害が発生した場合に用いるものに限る。）

52| 政令附則第十一条第三十項に規定する総務省令で定める電力設備は、非常用電源装置とする。

53| 法附則第十五条第二十二項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七

備とする。

60| 政令附則第十一条第三十二項に規定する交換設備及びこれに附帯する設備、電力設備並びに無線設備のうち、総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

一 交換設備及びこれに附帯する設備 経路最適化装置（電気通信事業の用に供されている伝送路の通信経路を自動的に最適化することによって優先接続等を可能とするものに限る。第六十二項において同じ。）及び

高信頼伝送装置（電気通信事業の用に供されている伝送路に障害等が発生した場合に、他の伝送路へ伝送情報の分散又は切替を自動的に行うものに限る。）

二 電力設備 非常用電源装置（通常受けている電力の供給が停止した場合において電気通信設備に電力を供給するものに限る。次項及び第六十二項において同じ。）

三 無線設備 携帯電話用車載基地局（専ら災害等により携帯電話基地局又はその伝送路に障害が発生した場合に用いるものに限る。第六十二項において同じ。）

61| 政令附則第十一条第三十三項に規定する総務省令で定める電力設備は、非常用電源装置とする。

62| 法附則第十五条第二十三項に規定する総務省令で定める設備又は施設は、経路最適化装置、非常用電源装置及び携帯電話用車載基地局とする。

63| 法附則第十五条第二十五項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七

号) 第十七条第二項に規定する検査の結果、都道府県知事又は同法第九条に規定する指定都市等の長が同法第十一条の政令で定める技術的基準に適合すると認められた雨水貯留浸透施設とする。

- 54 政令附則第十一条第三十二項に規定する総務省令で定める機械設備は、同項に規定する家屋に据え付けられた機械設備、同項に規定する倉庫に付設された同条第三項第一号、第三号及び第四号に掲げる機械又は設備及びラック用搬出入装置（水平移動する長さ五メートル以上の垂直フレームに沿って荷載台が上下するものであり、かつ、荷載制限重量が〇・五トン以上のものに限る。）とする。

- 55 法附則第十五条第二十三項第一号に規定する食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第二条第三項第二号の事業（次項及び第五十七項において「特定事業」という。）が実施される地方卸売市場で総務省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 食品流通構造改善促進法第四条第二項の規定による認定を受けた日の属する年度の前年度の取扱金額が百億円以上であること。
- 二 卸売場の面積が五千平方メートル以上であること。

- 56 法附則第十五条第二十三項第一号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、家屋にあつては同号に規定する特定事業により取得された家屋のうち当該特定事業が実施された家屋の当該特定事業実施後の床面積から当該特定事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とし、償却資産にあつては当該特定事業により新たに取得された償却資産とする。

- 57 法附則第十五条第二十三項第二号に規定する特定事業を実施した法人

号) 第十七条第二項に規定する検査の結果、都道府県知事又は同法第九条に規定する指定都市等の長が同法第十一条の政令で定める技術的基準に適合すると認められた雨水貯留浸透施設とする。

- 64 政令附則第十一条第三十五項に規定する総務省令で定める機械設備は、同項に規定する家屋に据え付けられた機械設備、同項に規定する倉庫に付設された同条第四項第三号 及び第四号に掲げる機械又は設備及びラック用搬出入装置（水平移動する長さ五メートル以上の垂直フレームに沿って荷載台が上下するものであり、かつ、荷載制限重量が〇・五トン以上のものに限る。）とする。

- 65 法附則第十五条第二十六項第一号に規定する食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第二条第三項第二号の事業（次項及び第七十項において「特定事業」という。）が実施される地方卸売市場で総務省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 食品流通構造改善促進法第四条第二項の規定による認定を受けた日の属する年度の前年度の取扱金額が百億円以上であること。
- 二 卸売場の面積が五千平方メートル以上であること。

- 66 法附則第十五条第二十六項第一号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、家屋にあつては同号に規定する特定事業により取得された家屋のうち当該特定事業が実施された家屋の当該特定事業実施後の床面積から当該特定事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とし、償却資産にあつては当該特定事業により新たに取得された償却資産とする。

- 67 法附則第十五条第二十六項第二号に規定する特定事業を実施した法人

(以下この項において「特定事業実施法人」という。)であつて当該特定事業を連携して実施した他の法人(以下この項において「連携事業実施法人」という。)と合併した法人又は特定事業実施法人が連携事業実施法人と合併した場合において当該合併により設立された法人(以下この項において「合併法人」という。)が開設する地方卸売市場で総務省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一及び二 略

58| 法附則第十五条第二十四項に規定する電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するもの以外のものとする。

59| 法附則第十五条第二十四項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されている自動車とする。

60| 政令附則第十一条第三十三項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

61| 政令附則第十一条第三十三項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 三 略

(以下この項において「特定事業実施法人」という。)であつて当該特定事業を連携して実施した他の法人(以下この項において「連携事業実施法人」という。)と合併した法人又は特定事業実施法人が連携事業実施法人と合併した場合において当該合併により設立された法人(以下この項において「合併法人」という。)が開設する地方卸売市場で総務省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一及び二 略

68| 法附則第十五条第二十七項に規定する電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するもの以外のものとする。

69| 法附則第十五条第二十七項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されている自動車とする。

70| 政令附則第十一条第三十六項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

71| 政令附則第十一条第三十六項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 三 略

72| 法附則第十五条第二十八項に規定する総務省令で定める電気通信設備は、ネットワークセキュリティ維持装置(あらかじめ設定された通信プ

62| 法附則第十五条第二十五項に規定する公共事業に係る政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道駅総合改善事業費に係る補助とする。

63| 法附則第十五条第二十六項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次に掲げる船舶とする。

一 三 略

64| 法附則第十五条第二十七項に規定する総務省令で定める内航船舶は、次に掲げる要件に該当する内航船舶（当該要件に該当することについて地方運輸局（運輸監理部を含む。）又はその支局の長が証明したものに限り。）とする。

一 三 略

65| 政令附則第十一条第三十八項に規定する改良工事で総務省令で定めるものは、次に掲げる改良工事とする。

一 四 略

66| 政令附則第十一条第三十九項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、前項に規定する改良工事により取得された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋（以下この項において「停車場建物等」という。）のうち、当該停車場建物等の床面積から当該改良工事前の停車場建物等の床面積を控除した床面積に相当する部分と

ロトコルのみを送信及び受信する機能並びにあらかじめ設定された特徴のパケットを含む通信を遮断する機能を有しているものうち電気通信回線に対応するものに限る。）で総務大臣の定めるところにより総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の証明がされたものであつて、一台又は一基の取得価額が二百五十万円以上であるものとする。

73| 法附則第十五条第二十九項に規定する公共事業に係る政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道駅総合改善事業費に係る補助とする。

74| 法附則第十五条第三十項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次に掲げる船舶とする。

一 三 略

75| 法附則第十五条第三十一項に規定する総務省令で定める内航船舶は、次に掲げる要件に該当する内航船舶（当該要件に該当することについて地方運輸局（運輸監理部を含む。）又はその支局の長が証明したものに限り。）とする。

一 三 略

76| 政令附則第十一条第四十二項に規定する改良工事で総務省令で定めるものは、次に掲げる改良工事とする。

一 四 略

77| 政令附則第十一条第四十三項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、前項に規定する改良工事により取得された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋（以下この項において「停車場建物等」という。）のうち、当該停車場建物等の床面積から当該改良工事前の停車場建物等の床面積を控除した床面積に相当する部分と

する。

67) 法附則第十五条第二十九項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する償却資産に対して昭和六十二年三月三十一日後新たに固定資産税が課されることとなつた年度から、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号。以下この項及び次条において「国鉄関連改正法」という。）第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号。以下この項及び次条において「旧交納付金法」という。）附則第十七項の表の上欄に掲げる償却資産の区分に応じ同表の中欄に掲げる年度分から当該償却資産につき同項の規定（国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。以下この項において同じ。）が適用された年度分（法附則第十五条第二十九項に規定するこれに類する償却資産にあつては旧交納付金法附則第十七項の規定が適用されるべきであつた年度分）を控除した年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

68) 政令附則第十一条第四十五項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）で次に掲げるものの以外のものとする。

する。

78) 法附則第十五条第三十三項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する償却資産に対して昭和六十二年三月三十一日後新たに固定資産税が課されることとなつた年度から、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号。以下この項及び次条において「国鉄関連改正法」という。）第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号。以下この項及び次条において「旧交納付金法」という。）附則第十七項の表の上欄に掲げる償却資産の区分に応じ同表の中欄に掲げる年度分から当該償却資産につき同項の規定（国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。以下この項において同じ。）が適用された年度分（法附則第十五条第三十三項に規定するこれに類する償却資産にあつては旧交納付金法附則第十七項の規定が適用されるべきであつた年度分）を控除した年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

79) 政令附則第十一条第四十九項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）で次に掲げるものの以外のものとする。

一〇五 略

69] 法附則第十五条第三十一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りよう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は輸送高度化事業に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする。

70] 法附則第十五条第三十一項に規定する車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。

一〇八 略

71] 法附則第十五条第三十一項に規定する緊急に整備する必要がある償却資産として総務省令で定めるものは、橋梁及びトンネルの改修、雪崩若しくは落石等による災害の防止工事、軌道の道床を強化する工事、レールを重軌条化する工事、ブレーキ装置の整備工事又は自動列車停止装置（速度超過防止用自動列車停止装置を含む。）の整備工事により取得されたものであつて、前項第一号から第三号まで、第五号、第七号又は第八号に掲げる償却資産のいずれかに該当するものとする。

72] 政令附則第十一条第四十六項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一〇六 略

73] 法附則第十五条第三十三項に規定する総務省令で定める施設は、同項に規定する家畜排せつ物の管理を行う施設のうち、牛、馬、豚又は鶏の排せつ物を発酵させたい肥その他の肥料とするための施設（その容積

一〇五 略

80] 法附則第十五条第三十五項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道事業又は軌道経営の近代化を促進し、保安度を向上するために交付される補助

とする。

81] 法附則第十五条第三十五項に規定する車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。

一〇八 略

82] 法附則第十五条第三十五項に規定する緊急に整備する必要がある償却資産として総務省令で定めるものは、橋梁及びトンネルの改修、雪崩若しくは落石等による災害の防止工事、軌道の道床を強化する工事、レールを重軌条化する工事、ブレーキ装置の整備工事又は自動列車停止装置（速度超過防止用自動列車停止装置を含む。）の整備工事により取得されたものであつて、前項第一号、第二号、第三号、第五号、第七号又は第八号に掲げる償却資産のいずれかに該当するものとする。

83] 政令附則第十一条第五十項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一〇六 略

84] 法附則第十五条第三十七項に規定する総務省令で定める施設は、同項に規定する家畜排せつ物の管理を行う施設で、次に掲げる施設のいずれかに該当することについて

が、牛又は馬に係るものにあつては八十五立方メートル以上、豚に係るものにあつては五十立方メートル以上、鶏に係るものにあつては二十立方メートル以上のものに限る。）であつて、屋根、側壁（高さが〇・九メートル以上のものに限る。）及び専用の攪拌装置又は送風装置を有するものとして農林水産大臣の定めるところにより農林水産大臣の証明がされたものとする。

74 政令附則第十一条第四十七項に規定する総務省令で定める設備は、高齢者、身体障害者等の利用に資するエレベーターとして国土交通大臣の証明がされたものとする。

農林水産大臣の定めるところにより農林水産大臣の証明がされたものとする。

一 発酵施設（牛若しくは馬、豚又は鶏の排せつ物を発酵したい肥その他の肥料とするための施設（その容積が、牛又は馬に係るものにあつては六十五立方メートル以上、豚に係るものにあつては四十立方メートル以上、鶏に係るものにあつては十五立方メートル以上のものに限る。）であつて、専用の攪拌装置若しくは送風装置を有するもの又は屋根及び側壁（高さが〇・九メートル以上のものに限る。）を有するものに限る。）

二 乾燥施設（牛若しくは馬、豚又は鶏の排せつ物（尿を除く。）を乾燥したい肥その他の肥料とするための施設（その容積が、牛又は馬に係るものにあつては六十五立方メートル以上、豚に係るものにあつては四十立方メートル以上、鶏に係るものにあつては十五立方メートル以上のものに限る。）であつて、専用の攪拌装置、送風装置若しくは火力乾燥装置を有するもの又は天日により乾燥を行うものに限る。）

85 政令附則第十一条第五十一項に規定する総務省令で定める設備は、高齢者、身体障害者等の利用に資するエレベーター又はエスカレーターとして国土交通大臣の証明がされたものとする。

- 75] 政令附則第十一条第四十九項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、前項に規定する設備を設置するために実施される事業により取得された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋（以下この項において「停車場建物等」という。）のうち当該事業が実施された停車場建物等の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。
- 76] 法附則第十五条第三十五項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。
- 一及び二 略
- 77] 法附則第十五条第三十六項に規定する公共事業に係る政府の補助で総務省令で定めるものは、貨物鉄道事業に係る輸送の効率化を図るために交付される補助とする。
- 78] 法附則第十五条第三十八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、廃棄物処理施設整備費に係る補助とする。
- 79] 政令附則第十一条第五十六項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。
- 一及び二 略
- 80] 政令附則第十一条第五十八項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。
- 一 三 略
- 81] 政令附則第十一条第五十八項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該
- 86] 政令附則第十一条第五十三項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、前項に規定する設備を設置するために実施される事業により取得された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋（以下この項において「停車場建物等」という。）のうち当該事業が実施された停車場建物等の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。
- 87] 法附則第十五条第三十九項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。
- 一及び二 略
- 88] 法附則第十五条第四十項に規定する公共事業に係る政府の補助で総務省令で定めるものは、貨物鉄道事業に係る輸送の効率化を図るために交付される補助とする。
- 89] 法附則第十五条第四十二項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、廃棄物処理施設整備費に係る補助とする。
- 90] 政令附則第十一条第六十項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。
- 一及び二 略
- 91] 政令附則第十一条第六十二項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。
- 一 三 略
- 92] 政令附則第十一条第六十二項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該

ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

82] 政令附則第十一条第五十九項に規定する家屋及び償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一 三 略

83] 政令附則第十一条第六十項に規定する総務省令で定める設備は、集積回路を自蔵するカードとの間において二以上の鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者の鉄道又は軌道を利用する者の運賃に関する情報の交換及び当該情報の蓄積を行うことができる電子計算機、インシヤライザ若しくは自動出改札装置（これらと同時に設置する集積回路を自蔵するカードのリーダー、入力用キーボード、タブレット、表示装置、プリンター又はプロッターを含む。）又はこれらを相互に接続する電気通信回線とする。

84] 法附則第十五条第四十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。

85] 政令附則第十一条第六十二項に規定する選定事業で総務省令で定めるものは、学校事務業務及び教育研究の補助業務を含むものであつて、当該業務に係る責任を選定事業者が負うものとする。

ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

93] 政令附則第十一条第六十三項に規定する家屋及び償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一 三 略

94] 政令附則第十一条第六十四項に規定する総務省令で定める設備は、集積回路を自蔵するカードとの間において二以上の鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者の鉄道又は軌道を利用する者の運賃に関する情報の交換及び当該情報の蓄積を行うことができる電子計算機、インシヤライザ若しくは自動出改札装置（これらと同時に設置する集積回路を自蔵するカードのリーダー、入力用キーボード、タブレット、表示装置、プリンター又はプロッターを含む。）又はこれらを相互に接続する電気通信回線とする。

95] 法附則第十五条第四十八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。

96] 政令附則第十一条第六十六項に規定する選定事業で総務省令で定めるものは、学校事務業務及び教育研究の補助業務を含むものであつて、当該業務に係る責任を選定事業者が負うものとする。

86) 政令附則第十一条第六十二項に規定する総務省令で定める土地は、国立

立大学法人が有する大学設置基準第三十四条に規定する校地とする。

87) 法附則第十五条第四十五項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち地下駅の火災対策施設整備のために交付されるものとする。

88) 法附則第十五条第四十五項に規定する火災時における旅客の安全の確保に資する家屋及び償却資産で総務省令で定めるものは、既設の地下式構造の鉄道の駅に設けられる家屋及び償却資産のうち次に掲げるものとする。

一及び二 略

89) 法附則第十五条第四十六項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、防水板、防水扉及び浸水センサーとする。

90) 政令附則第十一条第六十九項に規定する搬送設備、交換設備及び市内線路設備のうち総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

一 略

二 交換設備 ルーター（インターネットを構成するルーター（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を制御する機能を有する専用の電気通信設備をいう。次項、第九十三項及び第九十四項において同じ。）のうち、IPバージョン6の通信機能を有するものであつて事業所相互間を接続するものに限る。次項において同じ。）

三 略

97) 政令附則第十一条第六十六項に規定する総務省令で定める土地は、国立

立大学法人が有する大学設置基準第三十四条に規定する校地とする。

98) 法附則第十五条第四十九項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、地下駅火災対策施設整備事業費に係る補助とする。

99) 法附則第十五条第四十九項に規定する火災時における旅客の安全の確保に資する家屋及び償却資産で総務省令で定めるものは、既設の地下式構造の鉄道の駅に設けられる家屋及び償却資産のうち次に掲げるものとする。

一及び二 略

100) 法附則第十五条第五十項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、防水板、防水扉及び浸水センサーとする。

101) 政令附則第十一条第七十三項に規定する搬送設備、交換設備及び市内線路設備のうち総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

一 略

二 交換設備 ルーター（インターネットを構成するルーター（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を制御する機能を有する専用の電気通信設備をいう。次項、第四百四項及び第四百五項において同じ。）のうち、IPバージョン6の通信機能を有するものであつて事業所相互間を接続するものに限る。次項において同じ。）

三 略

91 法附則第十五条第五十項に規定する総務省令で定める設備は、端末系光端局装置、波長分割多重化装置、ルーター及び加入者系光ファイバケーブル（前項第三号イに掲げるものに限る。）とする。

92 法附則第十五条第五十二項に規定する従業者の通勤に係る負担の軽減に著しく資するものとして設置した事務所又は事業所（次項及び第九十四項において「特定事業所等」という。）で総務省令で定めるものは、その設置場所及び従業者の就業形態等から判断して当該従業者の通勤に係る負担の軽減に著しく資するものとして総務大臣の定めるところにより総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。次項及び第九十四項において同じ。）の証明を受けたものとする。

93 法附則第十五条第五十二項に規定する事業主の特定事業所等又は従業者の自宅に設置する電気通信設備で総務省令で定めるものは、次のいずれかに掲げるものであること及び就業規則その他これに準ずるもの（次項において「就業規則等」という。）に定めるところにより事業主がその雇用する従業者に当該従業者が当該事業主に対して提供すべき労務の提供を電気通信設備を用いて行わせるために必要となるものであることについて、総務大臣の定めるところにより総合通信局長の証明を受けたものとする。

一及び二 略

94 法附則第十五条第五十二項に規定する特定事業所等又は従業者の自宅以外の場所に設置する電気通信設備で総務省令で定めるものは、次のいずれかに掲げるものであること及び就業規則等に定めるところにより事業主がその雇用する従業者に当該従業者が当該事業主に対して提供すべ

102 法附則第十五条第五十四項に規定する総務省令で定める設備は、端末系光端局装置、波長分割多重化装置、ルーター及び加入者系光ファイバケーブル（前項第三号イに掲げるものに限る。）とする。

103 法附則第十五条第五十六項に規定する従業者の通勤に係る負担の軽減に著しく資するものとして設置した事務所又は事業所（次項及び第九十五項において「特定事業所等」という。）で総務省令で定めるものは、その設置場所及び従業者の就業形態等から判断して当該従業者の通勤に係る負担の軽減に著しく資するものとして総務大臣の定めるところにより総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。次項及び第九十五項において同じ。）の証明を受けたものとする。

104 法附則第十五条第五十六項に規定する事業主の特定事業所等又は従業者の自宅に設置する電気通信設備で総務省令で定めるものは、次のいずれかに掲げるものであること及び就業規則その他これに準ずるもの（次項において「就業規則等」という。）に定めるところにより事業主がその雇用する従業者に当該従業者が当該事業主に対して提供すべき労務の提供を電気通信設備を用いて行わせるために必要となるものであることについて、総務大臣の定めるところにより総合通信局長の証明を受けたものとする。

一及び二 略

105 法附則第十五条第五十六項に規定する特定事業所等又は従業者の自宅以外の場所に設置する電気通信設備で総務省令で定めるものは、次のいずれかに掲げるものであること及び就業規則等に定めるところにより事業主がその雇用する従業者に当該従業者が当該事業主に対して提供すべ

き労務の提供を電気通信設備を用いて行わせるために必要となるものであることについて、総務大臣の定めるところにより総合通信局長の証明を受けたものとする。

一及び二 略

95| 法附則第十五条第五十八項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。

一| 線路設備

二| 電路設備

三| 停車場、変電所、車庫、工場、倉庫又は詰所

四| 車両

96| 法附則第十五条第五十八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りょう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は輸送高度化事業に係る補助とする。

97| 第九十五項の規定は法附則第十五条第五十九項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものについて、前項の規定は法附則第十五条第五十九項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものについて準用する。

98| 政令附則第十一条第七十三項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

き労務の提供を電気通信設備を用いて行わせるために必要となるものであることについて、総務大臣の定めるところにより総合通信局長の証明を受けたものとする。

一及び二 略

(政令附則第十二条の割合の補正等)

第七条 第七条の三第一項及び第二項の規定は、政令附則第十二条第四項（同条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する区分所有に係る住宅以外の住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る住宅における居住用専有部分に係る基準部分のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第二十項（同条第二十二項において準用する場合を含む。）に規定する住宅である家屋における従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合及び住宅以外の家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合、同条第二十六項に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第三十一項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合、同条第三十四項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に対する割合、同条第三十八項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合並びに同条第四十一項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失改修専有部分の床面積に対する割合の補正について準用する。ただし、市町村の条例で定めるところによつて、法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準に

(政令附則第十二条の割合の補正等)

第七条 第七条の三第一項及び第二項の規定は、政令附則第十二条第四項（同条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する区分所有に係る住宅以外の住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る住宅における居住用専有部分に係る基準部分のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第二十項（同条第二十二項において準用する場合を含む。）に規定する住宅である家屋における従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合及び住宅以外の家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合、同条第二十六項に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第三十一項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合並びに同条第三十四項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に対する割合

の補正について準用する。ただし、市町村の条例で定めるところによつて、法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準に

よつて求めた人の居住の用に供する部分又は従前の権利に対応する部分の価額その他これらの部分に係る税額の算定について適当と認められる基準により算出した数値に基づいて補正を行うこととした場合においては、当該条例で定める方法によつて補正することを妨げない。

2及び3 略

4 法附則第十五条の八第四項において準用する法附則第十五条の六第二項の規定により固定資産税額が減額される場合における政令附則第十二条第四項各号に定める額の算定については、同項第一号イ中「別荘の用に供する部分」とあるのは「別荘の用に供する部分又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第三十六条第一項の規定により賃貸若しくは転貸する部分」と、同号ロ及び同条第五項第一号中「別荘の用に供する部分」とあるのは「別荘の用に供する部分又は高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十六条第一項の規定により賃貸若しくは転貸する部分」とする。

5 法附則第十五条の九第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅は、当該住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第二十四項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた住宅につき同項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた住宅とする。

6 略

7 法附則第十五条の九第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

よつて求めた人の居住の用に供する部分又は従前の権利に対応する部分の価額その他これらの部分に係る税額の算定について適当と認められる基準により算出した数値に基づいて補正を行うこととした場合においては、当該条例で定める方法によつて補正することを妨げない。

2及び3 略

4 法附則第十六条第六項 において準用する同条第二項
の規定により固定資産税額が減額される場合における政令附則第十二条第四項各号に定める額の算定については、同項第一号イ中「別荘の用に供する部分」とあるのは「別荘の用に供する部分又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第三十六条第一項の規定により賃貸若しくは転貸する部分」と、同号ロ及び同条第五項第一号中「別荘の用に供する部分」とあるのは「別荘の用に供する部分又は高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十六条第一項の規定により賃貸若しくは転貸する部分」とする。

5 法附則第十六条第八項 において規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅は、当該住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第二十四項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十六条第八項 において規定する耐震改修が行われた住宅につき同項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた住宅とする。

6 略

7 法附則第十六条第十三項に規定する総務省令 で定める書類は、次に掲げる書類とする。

第十二条	政令附則	特定居住	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき
	略	略	

10| 略

8| 法附則第十五条の九第十一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法附則第十五条の九第十一項に規定する納税義務者の住民票の写し

二 法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事が行われた旨を証する国土交通大臣が協議して定める書類

三 前各号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類

9| 前二項の規定にかかわらず、市町村長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第十二条	政令附則	特定居住	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき
	略	略	

9| 略

8| 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

8| 法附則第十六条第十三項に規定する納税義務者の住民票の写し

二 略

三 次に掲げるいずれかの書類

イ 法附則第十六条第十一項に規定する改修工事に係る明細書（当該改修工場の内容及び費用を確認することができるものに限る。）の内容及び費用を確認することができる領収証

ロ 法附則第十六条第十一項に規定する改修工場の内容及び費用を確認することができる領収証

四及び五 略

第四十項	床面積	各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則 第十二条	特定居住用部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
第四十一項	床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各熱損失防止改修専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

(法附則第十六条の二第一項の施行地区等)

第七条の二 法附則第十六条の二第一項に規定する総務省令で定める施行地区は、附則第三条の二の十の規定により総務大臣が定める施行地区とする。

2～11 略

12 政令附則第十二条の二第十四項(同条第十九項、第二十三項及び第二十七項)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の規定の適用について、同項中災害被災家屋(同条第十三項第一号(同条第十九項、第二十三項及び第二十七項)において準用する場合を含む。)に規定する災害被災家屋をいう。)で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第十四項第二号に掲げる区分所有に係る家屋の専有部分の床面積の

(法附則第十六条の二第一項に規定する総務省令で定める施行地区等)

第七条の二 法附則第十六条の二第一項に規定する総務省令で定める施行地区は、附則第三条の二の十四の規定により総務大臣が定める施行地区とする。

2～11 略

12 政令附則第十二条の二第十四項(同条第十九項)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の規定の適用について、同項中災害被災家屋(同条第十三項第一号(同条第十九項)において準用する場合を含む。)に規定する災害被災家屋をいう。)で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第十四項第二号に掲げる区分所有に係る家屋の専有部分の床面積の

算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

13 政令附則第十二条の二第三十項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 法附則第十六条の二第十項の規定の適用を受けようとする場合に次に掲げる書類

イ 略

ロ 被災家屋が平成七年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋が存したことを証する書類及び被災家屋に代わるものとして法附則第十六条の二第十項の規定の適用を受けようとする家屋の詳細を明らかにする書類

ハ 略

二 法附則第十六条の二第十一項又は第十二項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 略

ロ 災害被災家屋又は被災償却資産が平成十二年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の災害被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び災害被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の二第十一項及び第十二項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の詳細を明らかにする書類

算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

13 政令附則第十二条の二第二十二項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 法附則第十六条の二第十項の規定の適用を受けようとする場合に次に掲げる書類

イ 略

ロ 被災家屋が平成七年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋が存したことを証する書類及び被災家屋に代わるものとして法附則第十六条の二第十項の規定の適用を受けようとする家屋の詳細を明らかにする書類

ハ 略

二 法附則第十六条の二第十一項又は第十二項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 略

ロ 災害被災家屋又は被災償却資産が平成十二年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の災害被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び災害被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の二第十一項及び第十二項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の詳細を明らかにする書類

ハ略

三 法附則第十六条の二第十三項又は第十四項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ略

ロ 災害被災家屋又は被災償却資産が平成十六年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の災害被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び災害被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の二第十三項及び第十四項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の詳細を明らかにする書類

ハ略

四 法附則第十六条の二第十五項又は第十六項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 災害被災家屋（政令附則第十二条の二第二十三項において準用する同条第十三項第一号に規定する災害被災家屋をいう。以下この号において同じ。）又は被災償却資産（政令附則第十二条の二第二十五項において準用する同条第十六項第一号に規定する被災償却資産をいう。以下この号において同じ。）を所有していた者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該災害被災家屋又は被災償却資産の所在地を記載した書類並びに当該災害被災家屋又は被災償却資産が平成十九年能登半島地震による災害（以下この号において「能登半島地震災害」という。）により被害を受けたことについて当該災害被災家屋又は被災償却資産の所在地の市

ハ略

三 法附則第十六条の二第十三項又は第十四項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ略

ロ 災害被災家屋又は被災償却資産が平成十六年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の災害被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び災害被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の二第十三項及び第十四項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の詳細を明らかにする書類

ハ略

町村長が証する書類その他の当該災害被災家屋又は被災償却資産が
能登半島地震災害により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 災害被災家屋又は被災償却資産が平成十九年度分の固定資産税に
係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の災
害被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び災害被
災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の二第
十五項及び第十六項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資
産の詳細を明らかにする書類

ハ 政令附則第十二条の二第二十三項において準用する同条第十三項
第二号から第四号までに掲げる者又は同条第二十五項において準用
する同条第十六項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号に
おいて「相続人等」という。）が、法附則第十六条の二第十五項又
は第十六項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号
のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第十二条の二第二十三項
において準用する同条第十三項第二号から第四号まで又は同条第二
十五項において準用する同条第十六項第三号若しくは第四号に掲げ
る者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同条第
二十五項において準用する同条第十六項第二号に掲げる者にあつて
は被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとし
る者が相続人等に該当する旨を証する書類

五 法附則第十六条の二第十七項又は第十八項の規定の適用を受けよう
とする場合 次に掲げる書類

イ 災害被災家屋（政令附則第十二条の二第二十七項において準用す

る同条第十三項第一号に規定する災害被災家屋をいう。以下この号において同じ。）又は被災償却資産（政令附則第十二条の二十九項において準用する同条第十六項第一号に規定する被災償却資産をいう。以下この号において同じ。）を所有していた者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該災害被災家屋又は被災償却資産の所在地を記載した書類並びに当該災害被災家屋又は被災償却資産が平成十九年新潟県中越沖地震による災害（以下この号において「新潟県中越沖地震災害」という。）により被害を受けたことについて当該災害被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該災害被災家屋又は被災償却資産が新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 災害被災家屋又は被災償却資産が平成十九年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の災害被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び災害被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の二十七項及び第十八項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の詳細を明らかにする書類

ハ 政令附則第十二条の二十七項において準用する同条第十三項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第二十九項において準用する同条第十六項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第十六条の二十七項又は第十八項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号

のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第十二条の二第二十七項において準用する同条第十三項第二号から第四号まで又は同条第二十九項において準用する同条第十六項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同条第二十九項において準用する同条第十六項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

(政令附則第十三条第三号の田又は畑)

第八条 略

一〜四 略

五| 略
六| 略
七| 略
八| 略

(政令附則第十三条第三号の田又は畑)

第八条 略

一〜四 略

五| 独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三百三十号)第十一条第一項第一号又は第二号の事業に係る林道の敷地に供するため取得した田又は畑(これらに関する使用収益権が取得されたものを含む。)

六| 略
七| 略
八| 略
九| 略

(東京都三宅村に係る人口の定義の特例)

第十条の二 東京都三宅村に対する平成十三年度から平成十七年度までの間における第十七条の十第三項及び第六項の規定の適用については、同

(法附則第三十二条第五項の動力源等)

第十二条 略

2～4 略

5 法附則第三十二条第五項第一号に規定する総務省令で定める特定自動車は、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 実施要領第三条第五号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十二年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 略

6～8 略

(法附則第三十二条第七項の自動車等)

村の人口は、第十七条の十二第一項の規定にかかわらず、平成七年の国勢調査の結果による同村の人口に、平成十二年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成七年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口とする。

(法附則第三十二条第五項の動力源等)

第十二条 略

2～4 略

5 法附則第三十二条第五項第一号に規定する総務省令で定める特定自動車は、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 実施要領第三条第四号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 略

6～8 略

(法附則第三十二条第七項の自動車等)

第十二条の二 法附則第三十二条第七項に規定する総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 実施要領第三条第六号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年燃費基準二十五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であること）が、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 略

- 2 法附則第三十二条第八項に規定する総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 実施要領第三条第四号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成二十二年燃費基準二十パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であること）が、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 略

- 3 法附則第三十二条第九項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法附則第三十二条第七項又は第八項の規定の適用を受けようとする

第十二条の二 法附則第三十二条第七項に規定する総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 実施要領第三条第四号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年燃費基準二十パーセント 向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十パーセント 向上達成車であること）が、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 略

- 2 法附則第三十二条第八項に規定する総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 実施要領第三条第三号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年燃費基準十パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であること）が、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 略

- 3 法附則第三十二条第九項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法附則第三十二条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする

旨

二〇六略

4 略

(政令附則第十六条の二の六第二項の自動車等)

第十二条の二の二 略

2〇4 略

5 法附則第三十二条第十一項第一号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

6 法附則第三十二条第十一項第一号に規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものは、実施要領第三条第一号に掲げる基準に適合する自動車(当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。)とする。

7 法附則第三十二条第十一項第二号に規定する平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

8 法附則第三十二条第十一項第二号に規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものは、実施要領

旨

二〇六略

4 略

(政令附則第十六条の二の六第二項の自動車等)

第十二条の二の二 略

2〇4 略

5 法附則第三十二条第十一項に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

6 法附則第三十二条第十一項に規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものは、実施要領第三条第一号に掲げる基準に適合する自動車(当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。)とする。

7 法附則第三十二条第十一項に規定する窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第五号に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて、国土交通大臣が認定している自動車とする。

第三条第一号に掲げる基準に適合する自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

9 法附則第三十二条第十一項第三号に規定する車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車で総務省令で定めるものは、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車とする。

10 法附則第三十二条第十一項第三号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

（政令附則第十六条の二の九の施設）

第十二条の四 政令附則第十六条の二の九 に規定する総務省令で定める施設は、次の表の上欄に掲げる業種の区分に応じ、それぞれその下欄に掲げる施設とする。

業種	施設
一 かんきつ果汁製造業	搾汁設備を有する施設
二 非かんきつ果汁製造業	搾汁設備を有する施設
三 パインアップル缶詰製造業	剥皮芯抜設備を有する施設
四 こんにやく粉製造業	こんにやく粉の生産の用に供する設備を有する施設
五 トマト加工品製造業	搾汁設備を有する施設
六 甘しよでん粉製造業	でん粉の生産の用に供する設備を

（政令附則第十六条の二の九第一項の施設等）

第十二条の四 政令附則第十六条の二の九第一項に規定する総務省令で定める施設は、第十六条の十二の四に規定する施設とする。

七 馬鈴しよでん粉製造業	有する施設 でん粉の生産の用に供する設備を有する施設
八 米加工品製造業	米穀粉、包装もち、加工米飯、米菓生地及び和生菓子(米を原材料とするものに限る。)の生産の用に供する設備を有する施設
九 麦加工品製造業	精選設備を有する施設
十 乳製品製造業	乳製品の生産の用に供する設備を有する施設(チーズ製造業にあつては、凝乳設備を有する施設)
十一 牛肉調製品製造業	急速冷凍設備を有する施設
十二 豚肉調製品製造業	急速冷凍設備を有する施設

2| 政令附則第十六条の二の九第二項に規定する総務省令で定める要件は、その事業の規模が電気通信事業法第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する者と同程度以上とする。

第十五条の二 削除

(法附則第三十五条の二の四第二項の総務省令で定める取引)

第十五条の三 法附則第三十五条の二の四第二項に規定する総務省令で定める取引は、金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令(昭和二十八年大蔵省令第七十五号)第一条第

(特定口座年間取引報告書等の申告書への添付等)

第十七条

二項に規定する発行日取引とする。

(特定口座年間取引報告書等の申告書への添付等)

第十七条 道府県民税及び市町村民税の納税義務者が前年中に行つた法附

則第三十五条の二の四第一項に規定する特定口座（以下この条及び次条において「特定口座」という。）（前年において租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の規定の適用があるものを除く。）に係る法附則第三十五条の二の四第一項に規定する特定口座内保管上場株式等（以下この項において「特定口座内保管上場株式等」という。）の譲渡（法附則第三十五条の二の三第一項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）のうち同法第三十七条の十四第一項に規定する特定上場株式等の譲渡に該当するものがあり、かつ、当該特定上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得につき同項の規定の適用を受ける場合において、政令附則第十八条の四第三項若しくは第六項の規定又は次項の規定の適用を受けてこれらの規定に規定する申告書に当該特定口座に係る租税特別措置法施行令第二十五条の十の十第二項に規定する特定口座年間取引報告書又はその写し（以下この条において「特定口座年間取引報告書等」という。）の添付をするときは、当該道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡につき、租税特別措置法施行規則第十八条の十三の五第四項各号に掲げる金額を当該特定口座年間取引報告書等に記入した上で、その添付をするものとする。

① 法第四十五条の二第一項若しくは第三百十七条の二第一項の申告書又

2 法第四十五条の二第一項若しくは第三百十七条の二第一項の申告書又

は法第四十五条の二第三項若しくは第三百十七条の二第三項の申告書（法附則第三十五条の二の六第八項若しくは第十八項又は法附則第三十五条の三第六項若しくは第十四項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）に政令附則第十八条第二項又は第七項に規定する明細書を添付すべき道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、当該申告書にこれらの明細書と併せて租税特別措置法施行令第二十五条の十の第二項に規定する特定口座年間取引報告書又はその写し（以下この条において「特定口座年間取引報告書等」という。）（二以上の法附則第三十五条の二の四第一項に規定する特定口座（前年において租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の規定の適用があるものを除く。以下この項において「特定口座」という。）を有する場合には、当該二以上の特定口座に係る特定口座年間取引報告書等及びこれらの特定口座年間取引報告書等の政令附則第十八条の四第三項に規定する合計表（ ）の添付をする場合には、当該明細書には、附則第十五条第一項の規定にかかわらず、当該添付をする特定口座年間取引報告書等に記載がされた上場株式会社等（法附則第三十五条の二の四第一項に規定する上場株式会社等をいう。）に係るこれらの規定による記載は、要しない。

2| 略

（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）

第十九条 略

2 法附則第三十五条の二の六第八項又は第十八項において準用する法第

は法第四十五条の二第三項若しくは第三百十七条の二第三項の申告書（法附則第三十五条の二の六第四項若しくは第十項 又は法附則第三十五条の三第六項若しくは第十六項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）に政令附則第十八条第二項又は第七項に規定する明細書を添付すべき道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、当該申告書にこれらの明細書と併せて特定口座年間取引報告書等

（二以上の特定口座

を有する場合には、当該二以上の特定口座に係る特定口座年間取引報告書等及びこれらの特定口座年間取引報告書等の合計表（政令附則第十八条の四第三項に規定する合計表をいう。）（ ）の添付をする場合には、当該明細書には、附則第十五条第一項の規定にかかわらず、当該添付をする特定口座年間取引報告書等に記載がされた上場株式会社等（法附則第三十五条の二の三第一項に規定する上場株式会社等をいう。）に係るこれらの規定による記載は、要しない。

3| 略

（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）

第十九条 略

2 法附則第三十五条の二の六第四項又は第十項 において準用する法第

四十五条の二第四項又は第三百七十七条の二第四項の規定による申告書の様式は、第五号の四様式によるものとする。

3 前年中に生じた法附則第三十五条の二の六第六項又は第十六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額について、同条第五項又は第十五項の規定によつて、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の法附則第三十五条の二第一項又は第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、法第四十五条の二第一項若しくは第三百七十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百七十七条の二第三項の申告書（法附則第三十五条の二の六第八項又は第十八項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百七十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）に、第五十六号様式による附属申告書を添付しなければならない。

4 前年前三年内の各年に生じた法附則第三十五条の二の六第六項又は第十六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（同条第五項又は第十五項の規定により前年前において控除されたものを除く。）について、これらの規定によつて、法附則第三十五条の二第一項又は第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、法第四十五条の二第一項若しくは第三百七十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百七十七条の二第三項の申告書（法附則第三十五条の二の六第八項又は第十八項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百七十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）に、第五十七号様式による

四十五条の二第四項又は第三百七十七条の二第四項の規定による申告書の様式は、第五号の四様式によるものとする。

3 前年中に生じた法附則第三十五条の二の六第二項又は第八項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額について、同条第一項又は第七項の規定によつて、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の法附則第三十五条の二第一項又は第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、法第四十五条の二第一項若しくは第三百七十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百七十七条の二第三項の申告書（法附則第三十五条の二の六第四項又は第十項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百七十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）に、第五十六号様式による附属申告書を添付しなければならない。

4 前年前三年内の各年に生じた法附則第三十五条の二の六第二項又は第八項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（同条第一項又は第七項の規定により前年前において控除されたものを除く。）について、これらの規定によつて、法附則第三十五条の二第一項又は第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、法第四十五条の二第一項若しくは第三百七十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百七十七条の二第三項の申告書（法附則第三十五条の二の六第四項又は第十項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百七十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）に、第五十七号様式による

る附属申告書を添付しなければならない。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第二十条 政令附則第十八条の六第一項第一号又は第十七項第一号に規定する総務省令で定める日は、次の各号に掲げる特定株式（法附則第三十五条の三第一項に規定する特定株式をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一及び二 略

2 政令附則第十八条の六第一項第一号又は第十七項第一号に規定する総務省令で定める方法は、会社が法人税法第二条第十号に規定する会社（次項において「同族会社」という。）に該当するかどうかを判定する場合におけるその判定の方法とする。

3 政令附則第十八条の六第一項第一号又は第十七項第一号に規定する総務省令で定める者は、当該特定株式を発行した特定中小会社（同族会社に該当するものに限る。）の株主のうち、その者を法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十一条第一項の役員であったとした場合に同項第四号イに掲げる要件を満たすこととなる当該株主とする。

4 政令附則第十八条の六第一項第八号又は第十七項第八号に規定する総務省令で定める契約は、特定中小会社との間で締結する特定株式に係る投資に関する条件を定めた契約で中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第三条第三号に規定する投資に関する契約に該当するものとする。

る附属申告書を添付しなければならない。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第二十条 政令附則第十八条の六第一項第一号又は第二十二項第一号に規定する総務省令で定める日は、次の各号に掲げる特定株式（法附則第三十五条の三第一項に規定する特定株式をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一及び二 略

2 政令附則第十八条の六第一項第一号又は第二十二項第一号に規定する総務省令で定める方法は、会社が法人税法第二条第十号に規定する会社（次項において「同族会社」という。）に該当するかどうかを判定する場合におけるその判定の方法とする。

3 政令附則第十八条の六第一項第一号又は第二十二項第一号に規定する総務省令で定める者は、当該特定株式を発行した特定中小会社（同族会社に該当するものに限る。）の株主のうち、その者を法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十一条第一項の役員であったとした場合に同項第四号イに掲げる要件を満たすこととなる当該株主とする。

4 政令附則第十八条の六第一項第八号又は第二十二項第八号に規定する総務省令で定める契約は、特定中小会社との間で締結する特定株式に係る投資に関する条件を定めた契約で中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第三条第三号に規定する投資に関する契約に該当するものとする。

5 前条第一項の規定は、政令附則第十八条の六第五項第一号又は第二十六項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、前条第一項中「上場株式等」とあるのは、「政令附則第十八条の六第五項第一号又は第二十一項第一号に規定する特定株式」と、「当該上場株式等」とあるのは「当該特定株式」と読み替えるものとする。

6 法附則第三十五条の三第六項又は第十四項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百七十七条の二第四項の規定による申告書の様式は、第五号の四様式によるものとする。

7 前年中に生じた法附則第三十五条の三第四項又は第十二項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額について、同条第三項又は第十一項の規定によつて、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の法附則第三十五条の二第一項又は第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、法第四十五条の二第一項若しくは第三百七十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百七十七条の二第三項の申告書（法附則第三十五条の三第六項又は第十四項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百七十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）に、第五十三号様式による附属申告書を添付しなければならない。

8 前年前三年内の各年に生じた法附則第三十五条の三第四項又は第十二項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（同条第三項又は第十一項の規定により前年前において控除されたものを除く。）について、これ

5 前条第一項の規定は、政令附則第十八条の六第五項第一号又は第二十六項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、前条第一項中「上場株式等」とあるのは、「政令附則第十八条の六第五項第一号又は第二十六項第一号に規定する特定株式」と、「当該上場株式等」とあるのは「当該特定株式」と読み替えるものとする。

6 法附則第三十五条の三第六項又は第十六項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百七十七条の二第四項の規定による申告書の様式は、第五号の四様式によるものとする。

7 前年中に生じた法附則第三十五条の三第四項又は第十四項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額について、同条第三項又は第十三項の規定によつて、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の法附則第三十五条の二第一項又は第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、法第四十五条の二第一項若しくは第三百七十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百七十七条の二第三項の申告書（法附則第三十五条の三第六項又は第十六項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百七十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）に、第五十三号様式による附属申告書を添付しなければならない。

8 前年前三年内の各年に生じた法附則第三十五条の三第四項又は第十四項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（同条第三項又は第十三項の規定により前年前において控除されたものを除く。）について、これ

らの規定によつて、法附則第三十五条の二第一項又は第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、法第四十五条の二第一項若しくは第三百十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百十七条の二第三項の申告書（法附則第三十五条の三第六項又は第十四項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）に、第五十四号様式による附属申告書を添付しなければならない。

らの規定によつて、法附則第三十五条の二第一項又は第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、法第四十五条の二第一項若しくは第三百十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百十七条の二第三項の申告書（法附則第三十五条の三第六項又は第十四項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）に、第五十四号様式による附属申告書を添付しなければならない。

9| 前条第一項の規定は、政令附則第十八条の六第十五項第一号又は第三十六項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、前条第一項中「上場株式等」とあるのは、「政令附則第十八条の六第十五項第一号又は第三十六項第一号に規定する公開等特定株式」と、「当該上場株式等」とあるのは「当該公開等特定株式」と、「これらの金額の計算上生ずる損失の金額」とあるのは「おけるこれらの金額」と読み替えるものとする。

10| 法附則第三十五条の三第八項第一号に規定する総務省令で定める譲渡は、同号の特定中小会社以外の者による当該特定中小会社の発行した株式の買付け等（買付けその他有償の譲受けをいう。）であつて当該特定中小会社から当該特定中小会社の特定株式（払込みにより取得がされたものに限る。）を有する所得割の納税義務者に対して租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第二項各号に掲げる事項を記載した書類が交付されることにより行われるものに該当する当該特定株式の譲渡とする。

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十三条 法附則第四十一条第三項に規定する特定一般社団法人又は特定一般財団法人については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第七条の三の三第二項の規定を適用する。

2 法附則第四十一条第三項に規定する特定一般社団法人又は特定一般財団法人(同条第一項に規定する認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、同条第二項に規定する非営利型法人に該当するものに限る。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第二十四条の七第二号の規定を適用する。

11 政令附則第十八条の六第十八項又は第三十九項に規定する総務省令で定める明細書は、租税特別措置法施行規則第十八条の九第一項に掲げる項目を記載した株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書(政令附則第十八条の六第十五項又は第三十六項に規定する公開等特定株式(以下この項において「公開等特定株式」という。)と当該公開等特定株式以外の株式等(法附則第三十五条の二の二第二項に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。))との別に、公開等特定株式に係る政令附則第十八条の六第十五項各号又は第三十六項各号に定める金額及びこれらの株式等に係る租税特別措置法施行規則第十八条の九第一項各号に定める項目別の金額の記載があるものに限る。)とする。

第二条による改正(地方道路譲与税法施行規則(昭和三十一年総理府令第七号))

(道路の延長及び面積の算定)

第二条 法第二条第六項本文(法第三条第二項において準用する場合を含む。)に規定する道路の延長及び面積は、道路の延長にあつては道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十八条に規定する道路台帳に記載されている道路(同法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいう。)の延長(北海道における一般国道、高速自動車国道及び道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第三十四条の開發道路にあつてはその延長に○・八(市町村道である開發道路にあつては○・五)を、沖縄県における一般国道、高速自動車国道及び県道にあつてはその延長に○・四をそれぞれ乗じた延長)とし、道路の面積にあつては当該道路の延長に当該道路の路面幅員を乗じて算定するものとする。この場合において、その算定をした数に一メートル未満又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

2 略

(一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長及び面積の補正)

第三条 前条の規定によつて算定した道路(法第二条第一項に規定する一般国道、高速自動車国道及び都道府県道に限る。)の延長(以下この条において「道路の延長」という。)及び面積(以下この条において「道路の面積」という。)は、次項から第五項までに規定する方法によつて

(道路の延長及び面積の算定)

第二条 法第二条第六項本文(法第三条第二項において準用する場合を含む。)に規定する道路の延長及び面積は、道路の延長にあつては道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十八条に規定する道路台帳に記載されている道路(同法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいう。)の延長(北海道における一般国道、及び道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第三十四条の開發道路にあつてはその延長に○・八(市町村道である開發道路にあつては○・五)を、沖縄県における一般国道、及び県道にあつてはその延長に○・四をそれぞれ乗じた延長)とし、道路の面積にあつては当該道路の延長に当該道路の路面幅員を乗じて算定するものとする。この場合において、その算定をした数に一メートル未満又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

2 略

(一般国道、及び都道府県道の延長及び面積の補正)

第三条 前条の規定によつて算定した道路(法第二条第一項に規定する一般国道、及び都道府県道に限る。)の延長(以下本条において「道路の延長」という。)及び面積(以下本条において「道路の面積」という。)は、次項から第五項までに規定する方法によつて

補正するものとする。

2 略

3 道路の面積は、次表の上欄に掲げる道路の種別に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を補正するものとする。

道路の種別		率
一般国道（橋りょうを除く。）	指定区間内の一般国道	〇・八
	指定区間外の一般国道	一・〇
高速自動車国道（橋りょうを除く。）		〇・八
都道府県道（橋りょうを除く。）		一・〇
橋りょう		四・〇

4及び5 略

（地方道路譲与税の算定に用いる資料の提出）

第七条 都道府県知事及び指定市の長は、一般国道、高速自動車国道及び

都道府県道に係る地方道路譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。

2 略

補正するものとする。

2 略

3 道路の面積は、次表の上欄に掲げる道路の種別に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を補正するものとする。

道路の種別		率
国道（橋りょうを除く。）	指定区間内の国道	〇・八
	指定区間内の国道以外の国道	一・〇
都道府県道（橋りょうを除く。）		〇・八
橋りょう		四・〇

4及び5 略

（地方道路譲与税の算定に用いる資料の提出）

第七条 都道府県知事及び指定市の長は、一般国道 及び

都道府県道に係る地方道路譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。

2 略

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">（道路の延長及び面積の算定）</p> <p>第二条 法第二条第三項本文に規定する道路の延長及び面積は、道路の延長にあつては道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十八条に規定する道路台帳に記載されている道路（同法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいう。）の延長（北海道における一般国道、<u>高速自動車国道及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の開発道路にあつてはその延長に〇・八（市町村道である開発道路にあつては〇・五）を、沖縄県における一般国道、高速自動車国道及び県道にあつてはその延長に〇・四をそれぞれ乗じた延長</u>）とし、道路の面積にあつては当該道路の延長に当該道路の路面幅員を乗じて算定するものとする。この場合において、その算定をした数に一メートル未満又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">（道路の延長及び面積の算定）</p> <p>第二条 法第二条第三項本文に規定する道路の延長及び面積は、道路の延長にあつては道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十八条に規定する道路台帳に記載されている道路（同法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいう。）の延長（北海道における一般国道、<u>及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の開発道路にあつてはその延長に〇・八（市町村道である開発道路にあつては〇・五）を、沖縄県における一般国道</u>及び県道にあつてはその延長に〇・四をそれぞれ乗じた延長）とし、道路の面積にあつては当該道路の延長に当該道路の路面幅員を乗じて算定するものとする。この場合において、その算定をした数に一メートル未満又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。</p> <p>2 略</p>

附則第九条による改正（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号））

改正案		現行	
別表（第三条関係）		別表（第三条関係）	
法令名	条 項	法令名	条 項
略	略	略	略
地方税法 （昭和二十五年法律第二百二十六号）	第八条第三項及び第四項（これらの規定を第一条第二項、第八条の二第三項（第八条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八条の四第二項並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第一条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項及び第二項（これらの規定を第一条第二項、第十六条の五第四項（第四百七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十九条の七第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二の二第二項及び第六百二十九条第八項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第十三条、第十四条の九第三項、第十四条の十八第二項、第十五条の四第二項並びに第十六条の三第四項及び第六項（これらの規	地方税法 （昭和二十五年法律第二百二十六号）	第八条第三項及び第四項（これらの規定を第一条第二項、第八条の二第三項（第八条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八条の四第二項並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第一条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項及び第二項（これらの規定を第一条第二項、第十六条の五第四項（第四百七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十九条の七第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二の二第二項及び第六百二十九条第八項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第十三条、第十四条の九第三項、第十四条の十八第二項、第十五条の四第二項並びに第十六条の三第四項及び第六項（これらの規

定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第二項（第一条第二項及び第十六条の四第十二項において準用する場合を含む。）、第二十条の九の三第一項及び第二十条の十（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十三条（第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二（同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項において、第四十五条の二第四項については第七百三十四条第三項及び附則第三十五条の三第六項において準用する場合を含む。）、第四十六条第四項及び第五項、第五十条の五、第五十条の七第一項並びに第五十条の九（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項、第二項、第四項、第五項、第二十四項から第二十八項まで、第四十一項及び第四十二項（同条第一項、第二項、第四項、第五項及び第二十四項については第一条第二項において、第五十三条第二十五項については第一条第二項及び第五十五条第五項において、第五十三条第二十六項については第一条第二項において、第五十三条第二十七項、第二十八項、第四十一項及び第四十二項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二、第五十七条第一項、第六十三条第一項及び第六十六条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十一条

定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第二項（第一条第二項及び第十六条の四第十二項において準用する場合を含む。）、第二十条の九の三第一項及び第二十条の十（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十三条（第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二（同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項において、第四十五条の二第四項については第七百三十四条第三項及び附則第三十五条の三第六項において準用する場合を含む。）、第四十六条第四項及び第五項、第五十条の五、第五十条の七第一項並びに第五十条の九（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項、第二項、第四項、第五項、第二十四項から第二十八項まで、第四十一項及び第四十二項（同条第一項、第二項、第四項、第五項及び第二十四項については第一条第二項において、第五十三条第二十五項については第一条第二項及び第五十五条第五項において、第五十三条第二十六項については第一条第二項において、第五十三条第二十七項、第二十八項、第四十一項及び第四十二項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二、第五十七条第一項、第六十三条第一項及び第六十六条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十一条

の十第二項、第七十一条の十七第一項、第七十一条の三十一第二項、第七十一条の三十八第一項、第七十一条の五十一第二項及び第七十一条の五十八第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十五第一項から第五項まで及び第十二項（同条第一項については第一条第二項において、第七十二条の二十五第二項については第一条第二項、第七十二条の二十五第六項及び第七十二条の二十八第二項において、第七十二条の二十五第三項については第一条第二項及び第七十二条の二十八第二項において、第七十二条の二十五第四項については第一条第二項、第七十二条の二十五第七項及び第七十二条の二十八第二項において、第七十二条の二十五第五項については第一条第二項及び第七十二条の二十八第二項について、第七十二条の二十五第七項及び第七十二条の二十八第二項において、第七十二条の二十五第五項については第一条第二項及び第七十二条の二十八第二項において、第七十二条の二十五第十二項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十六第一項及び第四項、第七十二条の二十八第一項及び第三項、第七十二条の二十九第一項及び第四項、第七十二条の三十第一項、第七十二条の三十一第一項及び第三項、第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二、第七十二条の三十四、第七十二条の四十八第一項、第七十二条の四十九第二項及び第四項から第六項まで、第七十二条の四十九の二、第七十二条の五十第三項、第七十二条の五十二、第七十二条の五十四第四項、第七十二条の五十五第一項

の十第二項、第七十一条の十七第一項、第七十一条の三十一第二項、第七十一条の三十八第一項、第七十一条の五十一第二項及び第七十一条の五十八第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十五第一項から第五項まで及び第十二項（同条第一項については第一条第二項において、第七十二条の二十五第二項については第一条第二項、第七十二条の二十五第六項及び第七十二条の二十八第二項において、第七十二条の二十五第三項については第一条第二項及び第七十二条の二十八第二項において、第七十二条の二十五第四項については第一条第二項、第七十二条の二十五第七項及び第七十二条の二十八第二項において、第七十二条の二十五第五項については第一条第二項及び第七十二条の二十八第二項において、第七十二条の二十五第十二項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十六第一項及び第四項、第七十二条の二十八第一項及び第三項、第七十二条の二十九第一項及び第四項、第七十二条の三十第一項、第七十二条の三十一第一項及び第三項、第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二、第七十二条の三十四、第七十二条の四十八第一項、第七十二条の四十九第二項及び第四項から第六項まで、第七十二条の四十九の二、第七十二条の五十第三項、第七十二条の五十二、第七十二条の五十四第四項、第七十二条の五十五第一項

から第三項まで、第七十二条の五十九、第七十二条の六十六第一項、第七十二条の七十八第六項、第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項、第七十二条の八十九、第七十三条の十七第二項、第七十三条の十八第二項及び第三項、第七十三条の三十四第一項、第七十四条の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四条の十一第一項、第七十四条の十二、第七十四条の十三第二項、第七十四条の十六、第七十四条の十九第一項、第七十四条の二十五第一項、第八十三条第二項、第九十二条第一項、第一百五十一条第二項、第一百五十二条第一項、第一百六十五条第一項、第一百八十四条第二項、第一百九十八条第一項、第二百七十条、第二百七十四条の二、第二百七十五条第二項並びに第二百八十三条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の二第一項から第五項まで（同条第一項から第三項までについては第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の六（第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十九條の二第三項及び第三百二十一條の五第三項

から第三項まで、第七十二条の五十九、第七十二条の六十六第一項、第七十二条の七十八第六項、第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項、第七十二条の八十九、第七十三条の十七第二項、第七十三条の十八第二項及び第三項、第七十三条の三十四第一項、第七十四条の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四条の十一第一項、第七十四条の十二、第七十四条の十三第二項、第七十四条の十六、第七十四条の十九第一項、第七十四条の二十五第一項、第八十三条第二項、第九十二条第一項、第一百五十一条第二項、第一百五十二条第一項、第一百六十五条第一項、第一百八十四条第二項、第一百九十八条第一項、第二百七十条、第二百七十四条の二、第二百七十五条第二項並びに第二百八十三条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の二第一項から第五項まで（同条第一項から第三項までについては第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の六（第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十九條の二第三項及び第三百二十一條の五第三項

(これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項、第五項及び第二十四項から第二十八項まで(同条第一項、第二項、第四項、第五項及び第二十四項については第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十五項については第三百二十一条の十一第五項及び第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十六項から第二十八項までについては第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十五条(第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十八条の五第二項、第三百二十八条の七第一項、第三百二十八条の十三第四項及び第三百二十八条の十四(これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十九条第一項(第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。)、第三百四十九条の四第六項及び第八項(これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第三百六十四条第三項、第七項及び第九項(同条第三項及び第七項については第七百三十四条第一項において、第三百六十四条第九項については第七百三

(これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項、第五項及び第二十四項から第二十八項まで(同条第一項、第二項、第四項、第五項及び第二十四項については第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十五項については第三百二十一条の十一第五項及び第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十六項から第二十八項までについては第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十五条(第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十八条の五第二項、第三百二十八条の七第一項、第三百二十八条の十三第四項及び第三百二十八条の十四(これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十九条第一項(第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。)、第三百四十九条の四第六項及び第八項(これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第三百六十四条第三項、第七項及び第九項(同条第三項及び第七項については第七百三十四条第一項において、第三百六十四条第九項については第七百三

十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条の二第二項及び第四項（同条第二項については第七百六条の三第三項、第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において、第三百六十四条の二第四項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百七十一条第一項及び第三百八十二条の三（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十三条（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十九条第一項、第三百九十三条、第三百九十四条、第四百九条第四項、第四百十条第二項、第四百七条第二項、第四百八条、第四百二十一条第一項、第四百二十二条、第四百三十二条第一項並びに第四百三十三条第一項、第五項及び第十二項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第二項、第四百四十七条第一項、第四百五十七条第一項、第四百七十三条第一項、第二項及び第四項、第四百七十四条第一項、第四百七十五条、第四百七十六条第二項、第四百七十九条、第四百八十五条第一項、第五百二十二条並びに第五百三十九条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五百九十九条第一項（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百条（

十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条の二第二項及び第四項（同条第二項については第七百六条の三第三項、第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において、第三百六十四条の二第四項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百七十一条第一項及び第三百八十二条の三（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十三条（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十九条第一項、第三百九十三条、第三百九十四条、第四百九条第四項、第四百十条第二項、第四百七条第二項、第四百八条、第四百二十一条第一項、第四百二十二条、第四百三十二条第一項並びに第四百三十三条第一項、第五項及び第十二項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第二項、第四百四十七条第一項、第四百五十七条第一項、第四百七十三条第一項、第二項及び第四項、第四百七十四条第一項、第四百七十五条、第四百七十六条第二項、第四百七十九条、第四百八十五条第一項、第五百二十二条並びに第五百三十九条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五百九十九条第一項（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百条（

第六百二十七条及び第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百五条、第六百十一条第一項及び第六百二十五条第一項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百八十条、第六百八十四条の二、第六百八十五条第二項及び第六百九十三条第一項（これらの規定を第七百三十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六百九十九条の十一、第六百九十九条の十二、第六百九十九条の二十三第一項、第七百条の六の四第四項及び第五項、第七百条の十一第二項及び第五項、第七百条の十四第一項並びに第七百条の十五第一項、第二項及び第九項（同条第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。）（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百条の十六第四項（第一条第二項及び第七百条の十九第五項において準用する場合を含む。）、第七百条の二十の二第一項、第七百条の二十一の二第一項、第七百条の二十二第一項、第七百条の二十二の五第一項及び第二項、第七百条の三十六第一項、第七百条の五十五並びに第七百条の六十四第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百一条の四第二項、第七百一条の十六第一項、第七百一条の四十六第一項及び第三項、第七百一条の四十七第一項及び第三項、第七百一条の四十九、第七百一条の五十五、第七百一条の六十三第一項、第七百二条の

第六百二十七条及び第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百五条、第六百十一条第一項及び第六百二十五条第一項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百八十条、第六百八十四条の二、第六百八十五条第二項及び第六百九十三条第一項（これらの規定を第七百三十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六百九十九条の十一、第六百九十九条の十二、第六百九十九条の二十三第一項、第七百条の六の四第四項及び第五項、第七百条の十一第二項及び第五項、第七百条の十四第一項並びに第七百条の十五第一項、第二項及び第九項（同条第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。）（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百条の十六第四項（第一条第二項及び第七百条の十九第五項において準用する場合を含む。）、第七百条の二十の二第一項、第七百条の二十一の二第一項、第七百条の二十二第一項、第七百条の二十二の五第一項及び第二項、第七百条の三十六第一項、第七百条の五十五並びに第七百条の六十四第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百一条の四第二項、第七百一条の十六第一項、第七百一条の四十六第一項及び第三項、第七百一条の四十七第一項及び第三項、第七百一条の四十九、第七百一条の五十五、第七百一条の六十三第一項、第七百二条の

<p>国有資産 等所在市 町村交付 金法（昭 和三十一</p>	<p>第五条第三項及び第四項、第七条、第十一条第一項並びに第十九条第一項</p>	<p>略</p> <p>八第五項、第七百十三條、第七百十八條第二項並びに第七百二十六條第一項（これらの規定を第七百三十五條第一項において準用する場合を含む。）、第七百三十三條の九、第七百三十三條の十四、第七百三十三條の十五第二項及び第七百三十三條の二十二第二項（これらの規定を第七百三十五條において準用する場合を含む。）、第七百四十三條第三項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百五十條第一項、第二項及び第四項（同条第一項及び第二項については第七百五十四條において、第七百五十條第四項については第七百五十二條第三項及び第七百五十四條において準用する場合を含む。）並びに第七百五十一條、第七百五十二條第一項及び第七百五十三條第二項（これらの規定を第七百五十四條において準用する場合を含む。）並びに附則第五条の四第三項及び第八項、第十五條の七第三項、第十五條の九第二項、第六項及び第十一項、第二十九條並びに第二十九條の六第二項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）</p>
<p>国有資産 等所在市 町村交付 金及び納 付金に關</p>	<p>第五条第三項及び第四項、第七条、第八条、第九条第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）、第十三條第四項、第十五條第一項及び第二項、第二十二條第二項並びに第二十五條第一項</p>	<p>略</p> <p>八第五項、第七百十三條、第七百十八條第二項並びに第七百二十六條第一項（これらの規定を第七百三十五條第一項において準用する場合を含む。）、第七百三十三條の九、第七百三十三條の十四、第七百三十三條の十五第二項及び第七百三十三條の二十二第二項（これらの規定を第七百三十五條において準用する場合を含む。）、第七百四十三條第三項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百五十條第一項、第二項及び第四項（同条第一項及び第二項については第七百五十四條において、第七百五十條第四項については第七百五十二條第三項及び第七百五十四條において準用する場合を含む。）並びに第七百五十一條、第七百五十二條第一項及び第七百五十三條第二項（これらの規定を第七百五十四條において準用する場合を含む。）並びに附則第五条の四第三項及び第八項、第十六條第九項及び第十三項、第十九條並びに第二十九條の六第二項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）</p>

年法律第 八十二号 	略	地方税法 施行令	第二条第二項及び第五項（同条第二項については第一条及び第二条第六項において、同条第五項については第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の二（第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の三（第一条及び第六条の八第三項において準用する場合を含む。）、第六条の三第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第六条の四第一項（第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第四項において準用する場合を含む。）、第六条の六第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六条の八第一項及び第二項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第六条の十第一項、第二項及び第三項（これらの規定を第一条、第六条の十一第三項、第六条の十二第二項、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第三十九条の十二、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五
------------------	---	-------------	--

する法律 （昭和三十一年法律第八十二号）	略	地方税法 施行令	第二条第二項及び第五項（同条第二項については第一条及び第二条第六項において、同条第五項については第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の二（第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の三（第一条及び第六条の八第三項において準用する場合を含む。）、第六条の三第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第六条の四第一項（第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第四項において準用する場合を含む。）、第六条の六第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六条の八第一項及び第二項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第六条の十第一項、第二項及び第三項（これらの規定を第一条、第六条の十一第三項、第六条の十二第二項、第三十九条の十二
-------------------------	---	-------------	---

の四第二項、第五十三條の四、第五十四條の四十四第二項（第五十四條の四十五第八項及び第五十四條の四十八の二第一項並びに附則第十五條の五第六項及び第十六條の二第五項において準用する場合を含む。）及び第五十六條の十一第二項並びに附則第十四條の五第十項及び第十六條の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六條の十一第一項（第一條、第九條の九の八第二項、第九條の九の九第二項、第三十二條の四第三項、第三十二條の五第三項、第四十八條の十五の三第二項、第四十八條の十五の四第二項及び第五十四條の四十四第二項（第五十四條の四十五第八項及び第五十四條の四十八の二第一項並びに附則第十五條の五第六項及び第十六條の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則第十四條の五第十項及び第十六條の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六條の二十、第七條の三の三第一項、第七條の三の四第一項及び第八條の四第一項（これらの規定を第一條において準用する場合を含む。）、第九條の二第一項（第一條及び第四十八條の十二第一項において準用する場合を含む。）、第九條の七第十六項及び第二十八項（これらの規定を第一條において準用する場合を含む。）、第九條の九の二第一項（第一條及び第五十七條の二において準用する場合を含む。）、第二十四條の三第一項及び第三項（同条第一項については第一條、第二十四條の四の二及び第二十四條の五

、第五十三條の四、第五十四條の四十四第二項（第五十四條の四十五第八項及び第五十四條の四十八の二第一項並びに附則第十五條の五第六項及び第十六條の二第五項において準用する場合を含む。）及び第五十六條の十一第二項並びに附則第十四條の五第十項及び第十六條の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六條の十一第一項（第一條

及び第五十四條の四十四第二項（第五十四條の四十五第八項及び第五十四條の四十八の二第一項並びに附則第十五條の五第六項及び第十六條の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則第十四條の五第十項及び第十六條の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六條の二十、第七條の三の三第一項、第七條の三の四第一項及び第八條の四第一項（これらの規定を第一條において準用する場合を含む。）、第九條の二第一項（第一條及び第四十八條の十二第一項において準用する場合を含む。）、第九條の七第十六項及び第二十八項（これらの規定を第一條において準用する場合を含む。）、第九條の九の二第一項（第一條及び第五十七條の二において準用する場合を含む。）、第二十四條の三第一項及び第三項（同条第一項については第一條、第二十四條の四の二及び第二十四條の五

において、第二十四条の三第三項については第一条、第二十四条の四第五項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第二項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）、第二十四条の四第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条及び第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項（第一条及び第二十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十六条の三第一項、第四十六条の三の二第一項、第四十八条の九の八第一項及び第四項並びに第四十八条の九の九（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第四十八条の十三第十七項及び第二十九項、第五十四条の四十二第一項、第三項、第六項及び第八項（これらの規定を第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七條の三並びに附則第十五条の五第六項、第十六条の二第五項及び第十六条の二の三第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十六第五項、第五十四条の四十八第一項及び第五十四条の五十七第一項（これらの規定を第五十七條の三において準用する場合を含む。）並びに第五十六条の七第一項、第五十六条の八第一項、第五十六条の九第一項、第五十六条の十及び第五十六条の十二（これらの規定を第

において、第二十四条の三第三項については第一条、第二十四条の四第五項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第二項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）、第二十四条の四第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条及び第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項（第一条及び第二十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十六条の三第一項、第四十六条の三の二第一項、第四十八条の九の八第一項及び第四項並びに第四十八条の九の九（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第四十八条の十三第十七項及び第二十九項、第五十四条の四十二第一項、第三項、第六項及び第八項（これらの規定を第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七條の三並びに附則第十五条の五第六項、第十六条の二第五項及び第十六条の二の三第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十六第五項、第五十四条の四十八第一項及び第五十四条の五十七第一項（これらの規定を第五十七條の三において準用する場合を含む。）並びに第五十六条の七第一項、第五十六条の八第一項、第五十六条の九第一項、第五十六条の十及び第五十六条の十二（これらの規定を第

<p>国有資産 等所在市 町村交付 金法施行 規則（昭 和三十一 年総理府 令第三十 一号）</p>	<p>第二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三条</p>	<p>略</p> <p>一条において準用する場合を含む。）並びに附則第十条第三項、第六項、第七項、第九項及び第十二項（同条第三項については地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。）、第十一条の三第三項、第十二条第九項、第十二条の二第三十項、第十四条の五第二項第七号及び第四項から第六項まで、第十四条の六第三項、第十五条の五第一項、第三項及び第五項、第十六条の二第一項、第二項及び第四項並びに第十六条の二の三第一項、第二項及び第四項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）</p>
--	---	---

<p>国有資産 等所在市 町村交付 金及び納 付金に関 する法律 施行規則 （昭和三十 一年総 理府令第 三十一号</p>	<p>第二条第一項（同条第二項及び第四条の三において準用する場合を含む。）及び第三条</p>	<p>略</p> <p>一条において準用する場合を含む。）並びに附則第十条第三項、第六項、第七項、第九項及び第十二項（同条第三項については地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。）、第十一条の三第三項、第十二条第九項、第十二条の二第二十二項、第十四条の五第二項第七号及び第四項から第六項まで、第十四条の六第三項、第十五条の五第一項、第三項及び第五項、第十六条の二第一項、第二項及び第四項並びに第十六条の二の三第一項、第二項及び第四項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）</p>
---	--	--

略
略